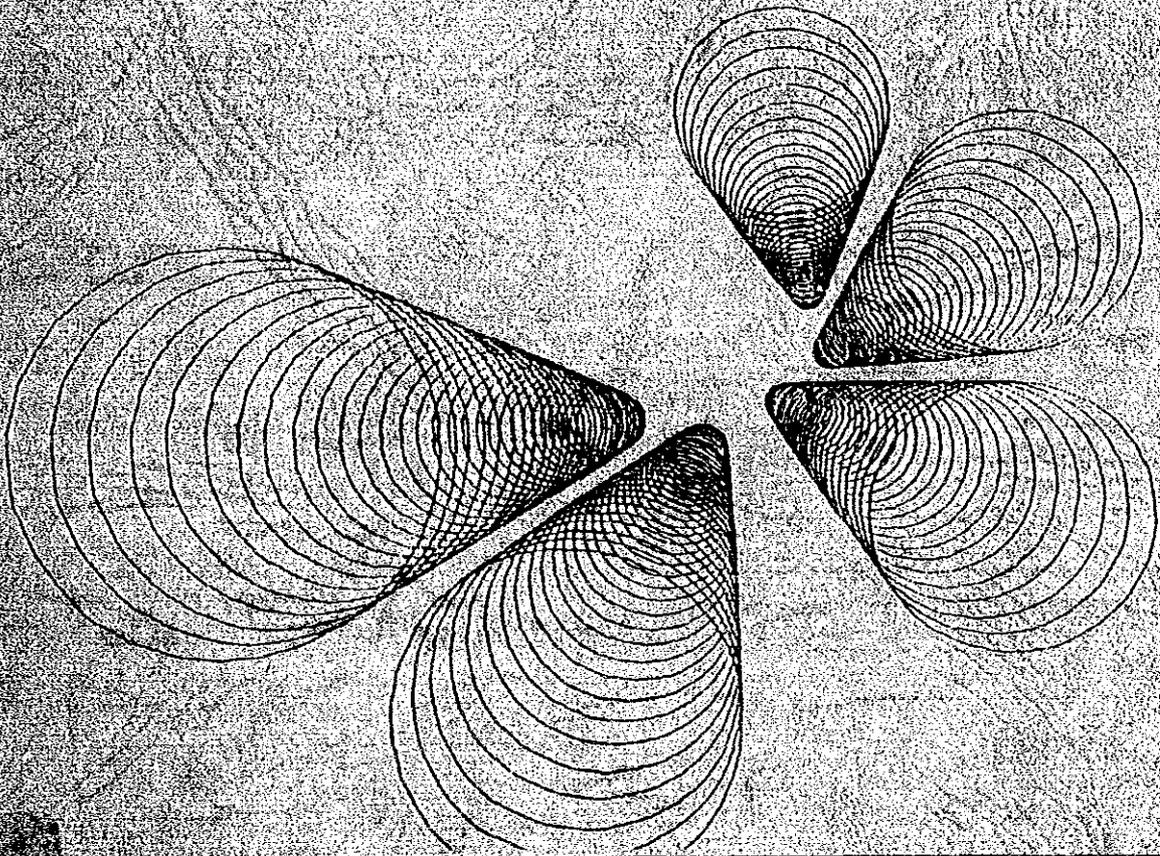


アスンシオン市中央食品卸売市場

(パラグアイ)



国際協力事業団
国際協力総合研修所

中南米	分	農林水産
9640	野	農業一般 301060

総	研
J	R
90	12

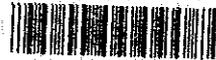
技術移転手法に関する調査研究

地	中南米	分	農林水産
域	パラグアイ 3640	野	農業一般 301010

アスンシオン市中央食品卸売市場 (パラグアイ)

プロジェクト方式技術協力活動事例シリーズ ---43---

JICA LIBRARY



1081414[3]

21024

平成2年3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所



国際協力事業団

21024

はじめに

プロジェクト方式技術協力は、専門家の派遣、研修員の受入れおよび機材供与を有機的に組み合わせ、相手国に協力の拠点を置いて、相手国政府関係者等に対し技術の移転を行うことを目的とし、事業計画の立案から実施、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施する協力形態である。

協力期間は、通常5年程度にわたっており、協力の実施にあたり、各種の調査団および多数の専門家が派遣され、それぞれについて、報告書が作成されている。

本プロジェクト方式技術協力活動事例シリーズは、これら多数の報告書から、協力が終了したそれぞれのプロジェクトの計画立案、実施運営、実績評価の各進行段階に沿って、主要事項を整理し、プロジェクトの実施状況を簡潔に把握できるよう、集約編纂したものである。

本書は、プロジェクト方式技術協力の一事例としてまとめたものであり、当該プロジェクトについて広く関係者に理解していただくとともに、類似のプロジェクト方式技術協力の形成および実施運営等の参考になれば幸いである。

1990年3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所
所長 加藤 清

プロジェクトの概要

アスンシオン市の食品市場は、1944～45年にかけて建設した9カ所（うち3カ所は休眠状態）の公設小売市場に管理者を置き、出店を希望する者に市場での営業を許可し、売場を貸して小売させている。しかしこの公設小売市場は卸売機能を持たず、必然的に公設小売市場周辺に卸売を行う業者が集まった。特に、第4公設小売市場（以下第4市場）の周辺には卸売店舗が次々に発生し、これらの卸売業者の活動が盛んになるにつれて、近くに民営の小売市場が乱立し、その売場面積は本来の公設市場の20倍にも達している。さらに、小売人の競争による食品価格の低下と品揃えの豊富さから消費者が多く集まり、この地域は極度に混雑して交通の渋滞や不衛生な環境状態を作り出した。その一方で、第4市場以外の公設小売市場の客足は途絶え、市場の正常な発展の障害となっている。

このような状態の改善を図るため、同市は1972年（昭和47年）、自主財源をもとに中央卸売市場の建設に着手したが、財政事情により一時中断していた。しかし1980年（昭和55年）、世銀借款により建設を再開し、1981年（昭和56年）9月11日竣工の運びとなった。

バラグアイ政府は、新設の中央卸売市場に卸売業者を収容し、小売業者は既存の公設小売市場の建物に再配置して収容することとした。同時に小売業者の食品は総て中央卸売市場から仕入れさせ、これを公設小売市場において消費者に販売するという流通経路を確立することを計画した。それに伴い1979年（昭和54年）11月、わが国に協力を要請してきた。

この要請をうけて、わが国は1980年3月（昭和55年）、事前調査団を派遣した。さらに、1981年12月7日には、中央食品卸売市場の運営管理および運営に必要な調査、解析技術に関し指導助言を行うことを目的とした討議議事録（R/D）を締結した。

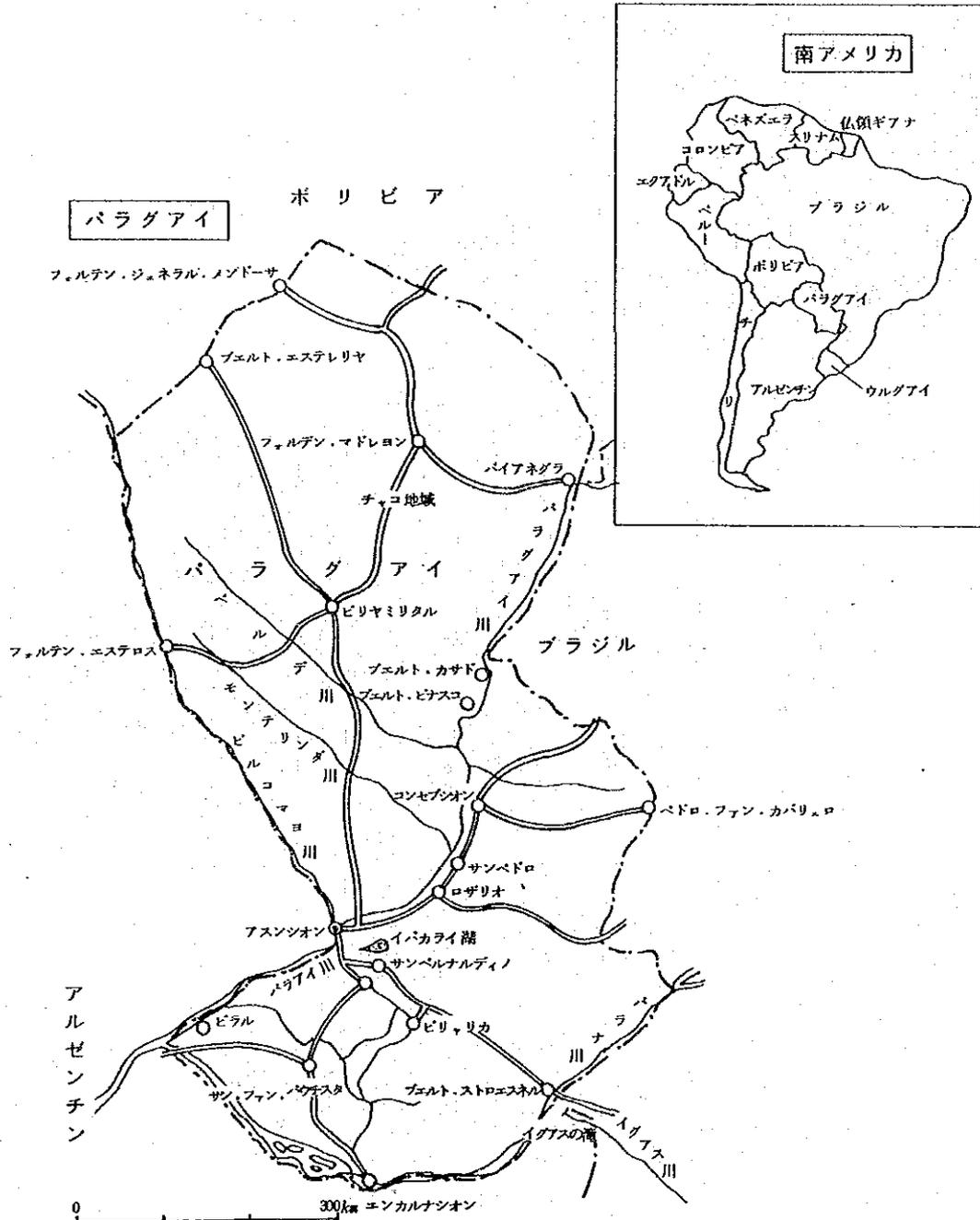
プロジェクト協力期間は、当初、1981年12月7日から1985年12月6日の4年間であったが、終了を控え派遣されたエバリュエーション調査団により、その時点における技術移転の進捗は7割程度であり、なお協力の継続が必要

と認められ、1987年12月7日まで2年間の協力期間の延長が行われた。その後1年間のフォローアップの期間を設定し、プロジェクトは、1988年12月6日、完全に終了した。

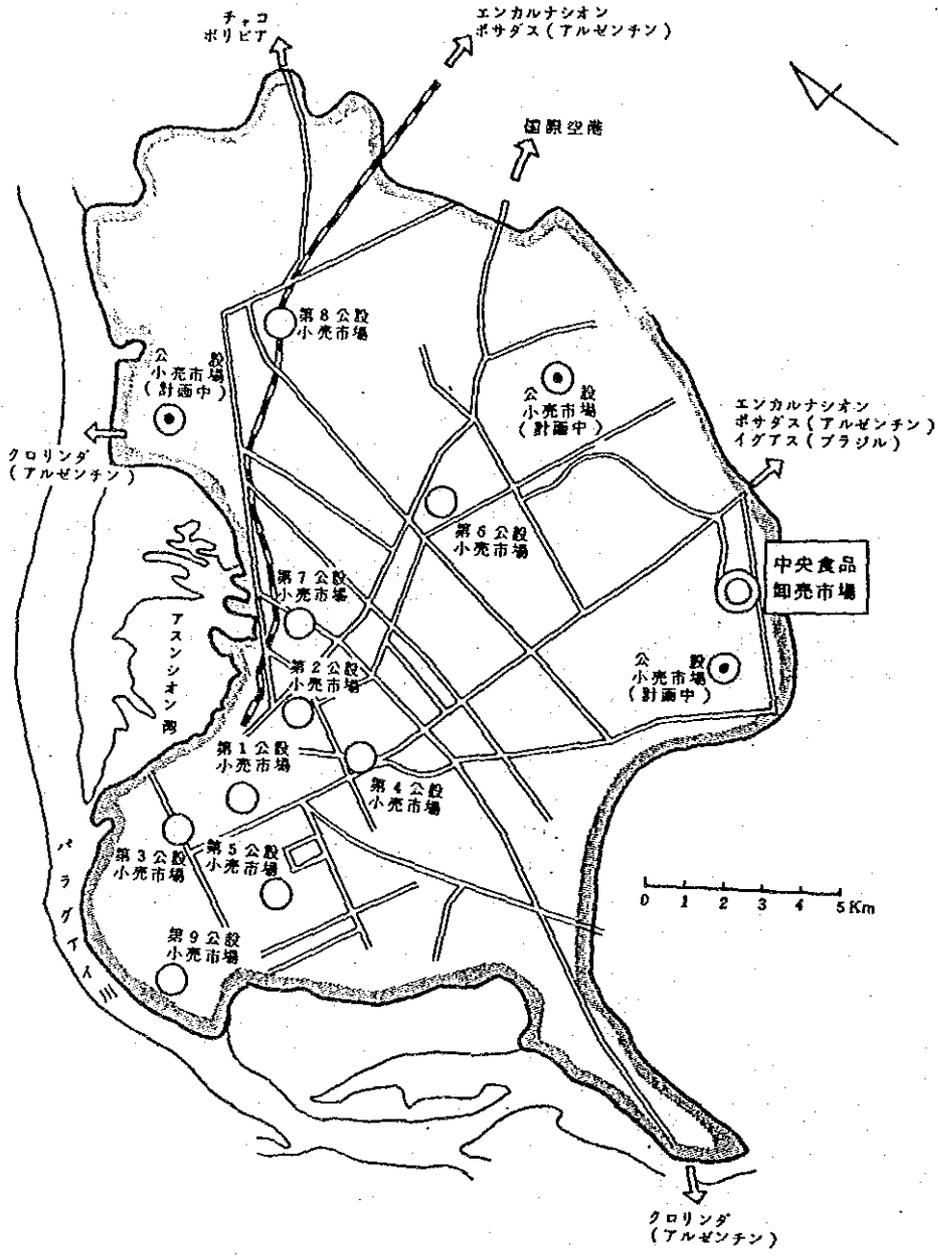
パラグアイ政府は、その後、生産地の生産集荷体制の整備を中核としたプロジェクトに対する技術指導をわが国に要請してきている。

プロジェクトサイト図

パラグアイ共和国略図とアスンシオン市の位置



アシンスオン市中央食品卸売市場と公設小売市場配置図

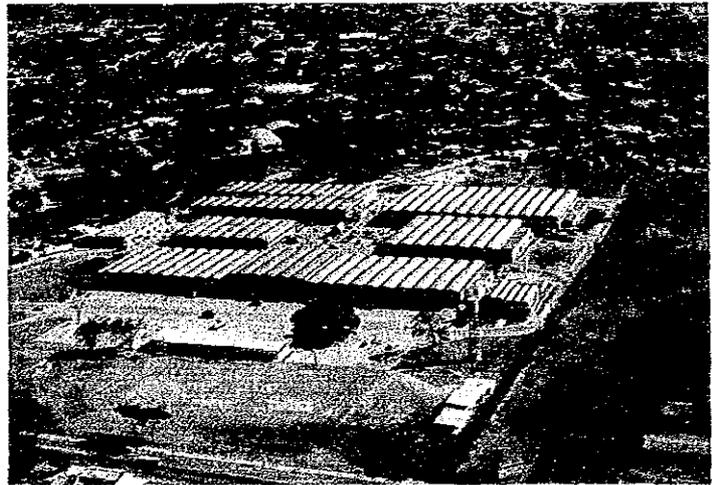




供与機材 仕入れバス



移動野外市場



アスンシオン市
中央食品卸売市場全景

プロジェクトの概要一覧表

国名：パラグアイ共和国 プロジェクト名：アスンシオン市中央食品卸売市場改善プロジェクト

要請年月：昭和54年11月 R/D署名年月日：昭和56年12月7日 R/D期間：昭和56年12月7日～昭和60年12月6日 協力延長：昭和60年12月7日～昭和62年12月6日 フェーズ期間：昭和62年12月7日～昭和63年12月6日

年 度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
調査団派遣	(事前調査団5名 55.3.24-55.4.3) 実施協議(6名)11.26-12.12	計画打合せ(3名) 58.1.28-2.11	巡回指導(3名) 58.12.11-12.26	巡回指導(4名) 60.1.7-1.20	エバリュエーション(4名) 60.8.9-8.29	計画打合せ(3名) 61.7.17-8.1	第2次ワークショップ(5名) 62.7.7-7.18	巡回指導(4名) 63.8.3-8.19
専門家派遣 1) 長期専門家 リーダー兼市場調査 チームリーダー 技術協力 // 市場調査 流通情報 2) 短期専門家 冷蔵施設 冷蔵庫運営 品質管理 品質管理企画 電算機指導 選果機据付 市場条例 流通情報		中村喜彦6.11 大倉亘6.11 堤八洲雄 10.25 加藤舜郎1.28-2.11	村上善隆1.30-2.21 大森洋昌3.21-4.20	10.10 清野正善9.21 安部新一11.2 定司稔3.21-4.9 長谷川行一3.21-5.2	3.31 米沢耕三郎5.13 基下礼世 11.12-12.1 佐々木正守9.27-10.11 長谷川行一5.19-6.29	12.9 12.9 12.9 皆川文雄2.26-3.18	12.9 堤八洲雄 10.12-11.11	
研修員受入れ		Miguel A.L.Ortiz 12.3-27 Gerardo C.L.Zarate 2.24-3.30	Leon B. Alozo 6.16-9.2 Jose M. Pangrazio 1.15-3.21 Amada B. Gauna F. 1.15-3.21	Martines V.C. Antonio 8.10-9.21 Gustavo A.E. Nunez 8.10-9.21 Juan A.M. Belen 2.26-3.20	Hernan H.S. Gaona 6.30-9.4 Teresita M. de Scarone 6.30-9.4	Gumerucindo R. Leguizamon 4.27-6.17 Rosaluba M. de Lird 4.27-6.17 Jorge K. Ishibashi 8.17-10.17 Gustavo O.D. Quinonez 8.17-10.17	Elvia B. de Miranda 7.26-9.18 Teresa B. de Frutos 7.26-9.18	Gilda R. Centurion 5.29-7.15 Angel D. Sosa Z. 5.29-8.10

携行機材 注1)	0円	1,285,467円	1,724,901円	1,437,600円	873,130円	1,846,840円	52,540円	350,235円
供与機材 注2)	0円	72,029,140円	81,627,906円	41,074,192円	31,747,823円	14,459,936円	21,611,383円	10,309,343円
ローカルコスト負担 注3)	0円	5,273,985円	6,808,964円	3,204,000円	6,313,778円	3,831,809円	3,835,969円	2,280,700円
調査団派遣経費 注4)	7,086,837円	4,802,586円	4,618,910円	5,342,792円	5,784,103円	4,358,897円	8,541,117円	4,843,723円
専門家派遣経費 注5)	25,420円	28,714,254円	39,091,102円	41,249,855円	39,228,551円	38,014,120円	27,295,800円	14,427,770円
その他 注6)	259,217円	15,754,623円	19,203,952円	23,410,476円	28,445,771円	27,887,990円	28,250,743円	11,898,532円

R/Dによる相手国負担状況： 特になし

出典：農林水産関係事業遂行報告書 (項) 産業開発協力費

注1)携行機材：携行機材費、注2)供与機材：供与機材費、注3)ローカルコスト負担：現地業務費、中堅技術者養成対策費、プロジェクト基盤整備費、注4)調査団派遣経費：調査旅費、現地調査費、資機材購送費、報告書作成費、調査業務実施費

注5)専門家派遣経費：派遣諸費、一時帰国旅費、子女呼寄せ旅費、注6)その他：普及効果測定調査費、技術費、所民先給与補填経費、実施計画費、連絡会議旅費

プロジェクトの概史

1972年		アスンシオン市 自主財源で中央食品卸売市場の建設に着手
1979年	2月	世銀借款契約成立
1979年	11月	パラグアイ政府、わが国に対し技術協力を要請
1980年	3月	事前調査団を派遣
1981年	4月	技術協力に関する打合せチームを派遣
	9月	中央食品卸売市場の新舎屋竣工
	12月	実施協議調査団を派遣、討議議事録（R/D）署名
1982年	6月	長期専門家2名（市場調査、技術協力）派遣
	10月	長期専門家（流通情報）派遣 仕入れバス等機材供与開始
	12月	アスンシオン市、中央卸売市場管理局長の研修受入
1983年	1月	計画打合せ調査団派遣
	1月	短期専門家派遣
	12月	巡回指導調査団派遣
1985年	1月	巡回指導調査団派遣
	8月	エバリュエーション調査団派遣、協力期間2カ年延長決定
1986年	7月	計画打合せ調査団派遣
1987年	7月	第2次エバリュエーション調査団派遣 1カ年のフォローアップ協力決定
1988年	8月	巡回指導調査団派遣

目 次

前 章

はじめに	i
プロジェクトの概要	iii
プロジェクトサイト図	v
プロジェクトの写真	vii
プロジェクトの概要一覧	ix
プロジェクトの概史	xi
目 次	xii

本 文

1 開発の現状と開発基本構想	1
1-1 バラグアイ共和国の概況	1
1-2 バラグアイ共和国の農業の概況	2
1-3 農産物の流通の現状	4
1-4 アスンシオン市の食品市場の現状と問題点	6
1-5 新流通システムの確立	9
1-6 アスンシオン市の中央卸売市場の新設	10
1-7 世銀借款	12
2 協力要請	14
2-1 要請に至る経緯	14
2-2 事前調査団の派遣	15
2-3 具体的な要請内容	15
3 プロジェクトの協力計画	17
3-1 技術協力に関する打合せチームの派遣	17
3-2 アスンシオン中央卸売市場整備計画技術協力基本構想	17
3-3 協議覚書	19
3-4 基本構想に対する反応と基本構想の妥当性	23
3-5 アスンシオン市当局が日本政府に期待している事項	24
3-6 舎屋建設の進行状況と完成時期の見通し	25
3-7 中央卸売市場の法制的地位	26
3-8 協力の内容-中央卸売市場新設に伴う諸対策等について	27
4 協議議事録(R/D)の締結	34
4-1 討議議事録の協議経緯	34
4-2 討議議事録	34
4-3 プロジェクトの実施計画(TSI)	40
4-4 討議議事録と実施計画についての覚書	40

4-5	中央食品卸売市場の概況－相手側の実施体制－	4 2
4-6	市場運営、卸売業務及び小売市場の改善策 (プロジェクト実施上の留意点)	4 6
5	プロジェクトの実施経過と評価	5 2
5-1	エバリュエーション調査団の調査結果の総括	5 2
5-2	協力活動の実績	5 4
5-3	計画と実績の比較検討	5 9
5-4	プロジェクト管理運営の適正度	6 3
5-5	協力期間終了後とるべき措置(協力期間の延長)	6 7
6	延長期間中の協力実績の評価	6 9
6-1	市場条例の改正整備に関する指導	6 9
6-2	市場会計に関する指導	7 1
6-3	標準建値の利用促進指導	7 1
6-4	品質規格基準の設定についての指導	7 1
6-5	市場情報活動に関する指導	7 2
7	総括的協力実績	7 3
7-1	専門家派遣実績	7 4
7-2	研修員受入れ実績	7 5
7-3	機材供与実績	7 6
7-4	カウンターパート配置状況表	7 8
7-5	調査団派遣実績	7 9
8	総合評価	8 1
8-1	プロジェクトのインパクトと経済主体	8 1
8-2	青果物卸売業者へのインパクト	8 1
8-3	青果物小売業者へのインパクト	8 3
8-4	青果物生産者へのインパクト	8 5
9	新規プロジェクトの要請	8 8
9-1	要請の背景	8 8
9-2	要請の目的	8 8
9-3	技術協力の概要	8 9
資料編		
1	討議議事録(R/D)	9 3
2	アスンシオン市中央食品卸売市場業務規程	1 1 9
3	引用資料リスト	1 2 8

1. 開発の現状と開発基本構想

1-1 パラグァイ共和国の概況

パラグァイ共和国は南アメリカ大陸のほぼ中央にある内陸国家であり、南緯19° 18' から27° 30' , 西経54° 19' から62° 38' に位置している。国土の面積は、406,752 平方キロメートルである。

北から南へ流れるパラグァイ河によって東部と西部に分けられ、国土面積は、東部40%、西部60%の割合である。気候、土壌の関係で主として東部が開発され、西部は未開発の状態である。特に西北端の上部チャコと呼ばれる地方は、雨量も少なく塩類の多い土壌も存在するためか、植物の生育もまばらで、道路もない広大な無人地帯が広がっている。全国土の54%が森林であり、牧場が40%、耕地面積は1%である。

気候は大陸的亜熱帯性で、ブラジルの高地から吹き寄せる風が暑さと湿気をもたらし、アルゼンティン方面から吹く風は冷たく乾燥している。年間平均気温は地方によって多少の差異があるが、摂氏16° である。また、東部にいくほど降水量が多くなり、南東部のアルゼンティン国境付近では、年間雨量が1,700ミリメートルを超えるが、西端では、年間600ミリメートル以下である。

首都アスンシオン市はパラグァイ河の東岸に位置する商業の中心地である。人口は、1982年7月の時点で302万3092人であり、人口密度は1平方キロメートル当たり7~8人である。人種は、スペイン、グァライ人種（インディオの一種族、グァラニ族とスペイン人の混血）が、90%を占めている。人口の大部分がパラグァイ河以東に分布しており、首都アスンシオンから直径120キロメートルの東部から南東部の範囲に、全人口の75%が居住している。

パラグァイは内陸国であるので、河川が重要な交通路、輸送経路となっている。パラグァイを東西に分断するパラグァイ河と、ブラジル国境を流れる南のパラナ河との二大河川があり、ともにブラジルにその源を発して

おり水量豊かである。国内の可航水路総延長は、3,000km に及んでいる。普通水位のときは、小さな蒸気がパラグアイ河を遡ってアスンシオンまで運航するが、普段の交通手段は河川用ボートのみである。特に、11月から2月にかけての夏期には水嵩が減り、浅瀬用の舟だけが運航する状況となり、輸出用物資は港に滞貨し、輸入物資の入荷も遅れる状況となる。この対策として、政府は川底の浚渫を検討している。

この国の河川交通は極めて重要であり、河川流域の各駅ごとに毎日水位が計測されており、水位が経済活動の指標となっている。河川に開港されている港で最も重要な港はアスンシオンであり、輸出品の90%と輸入品の30%を通過している。(引用資料No.1)

1-2 パラグアイ共和国の農業の概況

パラグアイ中央銀行の統計資料によれば、1979年の国内総生産は3,612億4,700万ガラニーであり、1972年は1,654億4,100万ガラニーである。1972年を100とすると1979年は170.7となり、この7カ年で70%の成長を遂げている。これを国民1人当たりで計算すると、1972年の3万4,489ガラニーに対して、1979年は4万5,328ガラニーとなり、1972年を100とすると1979年は131.4となり、7カ年で31.4%の増加である。

パラグアイ国における農林業の地位は高く、しかも年々その生産は増大しており、1978年の国内総生産3,225億4,167万ガラニーのうち、農林業生産は1,034億3,093万ガラニー、32.1%を占めている。しかし、農業生産は絶対的には増加してきているが、他産業との相対的地位は低下してきている。

(なお、1986年現在では、国内総生産は1兆8,338億ガラニーで、国民1人あたりでは48万1,312ガラニーである。農林業は4,988億9,360万ガラニーで国内総生産の27.2%を占める。)

1979年のパラグアイの輸出総額は、3億1,097万ドルで、うち農産物が1億159万ドルで32.7%、畜産物が1,195万ドルで3.8%、林産物が

4,223 万ドルで13.6%であるのに対し、工業生産物は1億 5,419万ドルで、輸出総額の49.6%を占めている。しかし、実際、工業製品といっても、綿せんいや、農産物の加工品である油脂や油粕の類が多く、揮発油を除くと、ほとんどが農産物の1次加工品である。(引用資料No.1)

1-2-1 土地所有と農地制度

パラグアイ農業の後進性は、土地の所有関係にあるといわれている。1940年に成立した土地改革法は、大土地所有権の相続を制限し、土地を分割して、これを小農や地主に再配分しようとするものであったが、複雑な手続が伴うほか、世論の支持がなければ実現できない点があり、その効果はあがっていない。

パラグアイ政府は、土地改革の困難性に鑑み、国連食糧農業機構(FAO)の助言を得て、土地の新たな開発と、植民の受入れによる農業の拡大の方向で、土地改革を推進している。(引用資料No.1、P91)

1981年の農業センサスによると、営農戸数(農家数)は、24万 8,903戸で農用地の面積は 2,142万5,604ヘクタールであり、農家1戸当たり平均は86ヘクタールである。

しかし、土地配分に偏りがあるため、土地のない農家が 5,734戸を占める。一方、1,000ヘクタール以上の土地を所有する農家は 2,037戸であるにもかかわらず、全国農用地の77.3%にあたる 1,655万ヘクタール余を所有し、その1戸当たり平均農用面積は 8,128ヘクタールに及ぶ。

土地所有が10ヘクタール未満を下層農、10ヘクタール以上 200ヘクタール未満を中農層、200ヘクタール以上を上層農に区分し、1戸当たり平均の農用地面積をみると、下層農は 4.5ヘクタール、中農層が31.5ヘクタール、上層農が 3,108.7ヘクタールである。パラグアイ土着の国民の大部分が下層農に、1部が上層農に属しており、日本や西独などの移住者は、中層農に多く含まれる。(引用資料No.4 P73 74)

1-2-2 農業生産の動向

1975年から1980年まで 6カ年の、パラグアイ国における主要作物13種

の収穫面積をみると、最も伸び率の高いのが大豆で、1975年の収穫面積15万200ヘクタールに対し、1980年には47万5,300ヘクタールに達し、3倍を上回る伸び率である。これに次ぐのは棉で、1975年の10万ヘクタールに対し、1980年には25万8,300ヘクタールと、約2.6倍に増大している。13種の主要作物全体の収穫面積は、この間に約2倍になっているが、そのうちタバコとたまねぎだけが減少傾向にある。

主要な輸出農産物は、大豆、棉、さとうきびの3種で、これらが農家にとっての重要な換金作物でもある。農家の主食といわれるマンジョカの作付面積は絶対的には増加しているが、相対的には減少している。マンジョカは国内食糧の1種にすぎないため、輸出農産物とはなり得ず、その伸びは鈍いとみられている。

パラグアイ国は従来、牧畜国であり、農用地面積の大部分は放牧場として利用されていたが、近年は農村と農業が大きく変化しつつあり、主要作物の収穫面積の増加により耕地率は増大し、牧場としての農用地利用は減少しつつある。牛肉は、かつてはこの国の主要な輸出品であったが、近年、国内消費を主体として生産されており、輸出は全く期待されていない。かわりに大豆と棉が主要輸出農産物として国の経済を支え、同時に農村農家の換金作物の主体を形成してきている。

成肉牛の生産は、1977年の63万5,000頭から、1981年には55万4,000頭に減少している。また雌牛はかつては保続されるものであったが、最近は肉用に向けられ、雌牛のと殺が増加しているところにこの国の牧畜の問題点がある。

(引用資料No.4 P86 P87)

1-3 農産物の流通の現状

1-3-1 農産物流通の現状

パラグアイの農民の大半を占める耕地面積5ヘクタール以下の小農民は、個々では商人に対抗できず、農産物市場は少数の大商業資本に牛耳

られている。特にとうもろこし、豆類やマンジョカの取引では、商人が価格を一方的に決め、高いマージンを取っている。これに対抗する1つの方法は、農業協同組合の組織化である。しかし、日本人移住地におけるトマトやピーマンの組合による共同出荷や、ドイツ系移民の乳製品の製造販売にはみられるが、現地農民の間にはあまりみられない。

中央卸売市場は、農産物価格の決定機構として不可欠の社会的制度である。それは農産物の流通過程における取引を組織化し、社会的需要と社会的供給を適合させて価格を決定する場である。この市場メカニズムを通して社会の資源が効率的に生産過程に配分される。パラグアイで中央卸売市場がまだ設立されていないことは、国民経済的価格決定機能が確立されていないことを意味する。

1-3-2 畜産物流通の現状

パラグアイでは、食肉業者が生体で買入れて委託と殺をすることは、極めて例外的であり、と殺（枝肉生産）は、牧畜業者の自家と殺によって行っている。したがって、大部分の牧畜業者が枝肉生産者であるとみることができる。枝肉生産業者たる牧畜業者が、食肉仲買人（一部小売業者を含む）に売捌く制度である。

枝肉を仕入れた仲買人は、公設小売市場で営業する食肉小売人に卸売りをしている。

これを発注形式からみると、小売市場で営業する小売人は、食肉の売れ行きに応じて、明日販売する予定数量（食肉重量）を仲買人に注文する。食肉仲買人は、取引先である小売人の注文を集めて、牧畜業者（と殺場）から仕入れるべき食肉数量をきめて注文する。仲買人から注文を受けた牧畜業者（と殺場）は、仲買人の注文した食肉数量に見合う肉牛頭数だけ牧場から運搬してと殺することになっている。この流通方式は極めて合理的であって、どこのと殺場にも枝肉在庫を生じないこととなっている。（引用資料No.1 P141~P149）

1-4 アスンシオン市の食品市場の現状と問題点

1-4-1 青果物市場の現状

近年のアスンシオン市の青果物の流通をめぐる需要、供給の変化には著しいものがある。

アスンシオン市の青果物市場は、公設小売市場を中心として運営されてきた。しかし、これら公設小売市場は設置後約35年を経過している。その間に、アスンシオン市の人口は急増し、需要の多様化や量的な増加が顕著になってきた。さらに同市が、ブラジル、アルゼンティン両国との交通の要衝、物資交流の拠点となってきたことなど、消費、生産の両面において大きな変容をみせている。一方、生産、出荷面においても、アスンシオン市近郊や遠隔地に、日本人移住者を核とする青果物の大型産地が形成され、品種改良や商品の標準化が進められるなど、青果物生産の質、量両面にわたる近代化、拡大傾向がみられる。

1-4-2 青果物市場流通の問題点

上述の変化には曲りなりにも対応しているのが、第4市場を核とし、多数の卸売業者と小売業者とが集合している市場であるといえるが、この青果物市場流通の実態には、いくつかの問題点が指摘される。

(1) 卸売業と小売業の未分化

アスンシオン市内9カ所の公設の小売市場のうち、3カ所は休眠状態となって閉鎖され、5カ所は、小売人が減少し、辛うじて営業が続けられている状況である。第4市場のみは異常な発展を遂げ、公設小売市場周辺には、小売業者や卸売業者が店舗を構え、その間を多数の行商人が行き来し、その結果附近の交通を妨げ、衛生状態も悪い。また場外にも民営市場（場銭を徴集して営業させる舎屋）が展開し、民営市場を含めた第4市場周辺の市場用地は、当初の公設市場の敷地1ヘクタールの約20倍にも拡張されている。

第4市場周辺が、このような異常な発展を遂げた理由の一つは、卸売市場を開設しなかったからである。したがって卸売業者は、第4市

場周辺に貯蔵庫を附設した店舗を構え、卸売機能を果す傍ら、直接小売業も行うようになった。消費者は、その買物に応じて卸売からも、小売からも買い、行商人もその両方から仕入れる。これら小売商や行商人が扱う量は、少量で、規格や定価もなく、品質も一定でない。商品の扱いも非衛生的である。

(2) 農産物供給地の外延的拡大に対する対応の遅れ

首都圏地帯における人口の増加に伴い、食糧農産物の供給地帯はより遠距離の農業地帯へ拡がって行く。このような農業立地の整備に伴う、供給地の遠隔化に対応するためには、中央卸売市場を整備して、市場管理者が、農産物の市場入荷量、取引価格を、品目的に毎日公表できるようにしなければならない。

(3) 消費者需要の多様性と商品規格化の遅れ

アスンシオン市内のスーパーマーケットや大規模食料品店は、大企業農場から、果物や野菜を契約によって一括直接購入する例が多い。この場合、農産物は、産地の農場から直接契約先の小売店へ配送される。この取引方法には、仲買人が取得する中間マージンを排除するメリットがある。しかし、果物や野菜の生産には季節性があり、特定の産地から、一定量の農産物を、安定的かつ恒常的に仕入れることは不可能であるばかりでなく、消費の多様化に対応するためにも、種々雑多の品物を少量ずつ扱う必要もある。こういった役割を果たすのが卸売市場であり、それは都市への農産物供給の基本的ルートでなければならない。

(4) 国内市場規模の狭隘性と開放性

パラグアイの最大都市アスンシオンの人口は、近郊を含め70万人と推定されている。従って、農産物市場の規模も小さく、生産量に応じ市場は敏感に反応して価格は不安定である。

他方、内陸国であるパラグアイは、ブラジルおよびアルゼンティンとの国境を流れる河川により交通が自由なため、農産物の交易も、価格の動きに応じて国境を越えて行なわれている。特にブラジルとは、気候的にも似た農業条件にあるために、農産物の種類もほとんど同じ

である。ブラジルの商人は、野菜と果物について、ブエノスアイレス市の価格とアスンシオン市の価格を比較し、輸送費を考慮して有利な方へ出すほどである。

アスンシオン市に中央卸売市場ができると、それが公示する取引価格は、パラグアイの農民と商人に対してだけでなく、ブラジルやアルゼンティンの農民と商人に対しても意味を持ち、競争の範囲は拡大される。

(5) 公設小売市場における情報の欠除

現在市内で最大の取扱を行っている第4公設小売市場ですら、青果物の当日の入荷量、取引価格について何等公表された情報はなく、他の公設小売市場についても同様である。適切な需要量の把握と円滑な供給を期するためには、市場管理者によって各市場ごとの品目別に、形成された取引価格と入荷量が整理され、公表される必要がある。また、各市場を有機的に連携させる公設小売市場全体の青果物流通の実態把握がなされていない。

1-4-3 畜産物市場の問題点

アスンシオンの公設小売市場で現在営業を行なっている6カ所について、各市場とも中央部の大部分の売場を食肉小売店が占有している。特に第4市場では、食肉小売店が80店も営業しており、1店舗の販売台の中は、1.5m程度である。その狭い売場に台から70cm程の高さに横棒を設け、そこから「カギ」をつるして、小切りした骨付ブロック肉を「ぶら下げて」販売している。消費者は、これらの食肉小売店を見て回り、必要なだけブロックを切り取って買い求める方式である。何十軒の食肉小売店があっても、ショーケースは設置されず、非衛生的である。市内の食肉小売店には、ショーケースを設置するものもあるというが、それは極めて稀である。スーパーでは加工肉を販売する店はあったが生肉の販売はみられなかった。

(引用資料No.1 P159~168 及び P174)

1-5 新流通システムの確立

1-5-1 流通システムの現況

パラグアイ共和国における青果物の出荷から、アスンシオン市におけるその流通、消費までの現状（1980年当時）は次のとおりである。

まず、卸売業者がトラックで産地を廻り、生産物をみて出荷を促す。彼等は価格を決定せず、農家の無条件委託によって集荷している。買取りは少なく、取扱量の数%程度である。無条件委託による卸売業者の販売手数料率は、販売価格の7~10%であるが、他に運賃、取引税など諸経費を含めると10~15%となり、流通経費は極めて高い。卸売業者は197あり、貯蔵庫を附設した店舗を構え、そのほとんどは第4市場の周辺に立地し、卸売機能を果す傍ら、直接小売業も行っている。

小売業者の取扱量は、少量で品目も少なく、品物は不揃いであり、規格や定価もなく、売り方は立売りである。小売業者のほとんどは、独立した店舗をもたず小売市場のみで販売しているが、市内の町角では、特定の果実に限り立ち売りしている。

公設小売市場で営業している小売業者数は、1,397人であり、このうち第4市場の小売業者は、65.9%（920人）を占める。このほか民営の小売市場が3つある。小売業者は1~4区画（1区画は1.8m²）を借り、小規模な売場で販売している。個々の小売業者の取扱品目は少なく、品物は不揃いであるが、多数の小売業者が集積することにより、品揃えの機能がある。第4市場とその周辺の民営小売市場は、近隣に卸売業者がいることにより、品揃機能が十分に発揮されている。一方、同一商品の小売業者が多数入居しているため販売競争が激しく、アスンシオン市内の青果物の標準的価格形成の役割を果している。スーパーマーケットは市内に数カ所あるが青果物の販売ウエイトは低い。他に中小卸売業者や小売店から仕入れ籠をさげ販売している多数の行商人がいるが、その数は確認されていない。

（引用資料No.2 P47）

1-5-2 アスンシオン市の食品市場改善計画の構想

アスンシオン市当局は、食品流通とその市場の実情に鑑み、食品供給の円滑化と都市交通の近代化及び衛生状態の改善などの総合的な視点から、中央卸売市場を新設して卸売機能を集中し、地区公設小売市場を再編整備する方針をたてていた。

この改善計画は、次の3つの事業に大別される。

(1) 中央卸売市場の新設整備

詳細は後述する。

(2) 既存の地区公設小売市場の再編整備

現在設置されている9つの地区公設小売市場を、大きく3つの類型に分けて、それぞれ再編整備する。また、市の周辺部の人口急増地区に新たに4～6カ所の地区公設小売市場を新設する計画もある。この再編整備は、各市場周辺の住民の生活レベルに応じて、それぞれ次のタイプに分けることとしている。

- a. スーパー併存型の清潔で能率的な高級消費者対象の市場
- b. 中程度に改造整備される中級消費者対象の市場
- c. 一般消費者対象の市場

(3) 卸売及び小売の各市場間の機能分担、分荷、配送等の流通機能運用システムの確立

生産及び流通関係業者に対して食品流通改善に関する教育普及を行う。そのため、農産物の標準化、選別、分類のための機械の導入と、新設中央卸売市場と各地区公設小売市場間の流通機能を円滑に運用させる総合的な物流システムの確立を図る。

(引用資料No.1 P8～10)

1-6 アスンシオン市の中央卸売市場の新設

1-6-1 中央卸売市場新設の意義

- (1) アスンシオン市における中央卸売市場の新設は、青果物の流通近代

化へのワン・ステップである。アスンシオン市への無秩序な農産物の搬入と不明朗な取引を整理し、卸売業と小売業を分化させる。その結果、商品の規格の統一と種類の多様化を促進させ、競争市場で卸売価格を決定するメカニズムを形成する。さらに、小売市場を含めた秩序ある取引体制の整備が行われ、産地－中央卸売市場－小売市場間の青果物の流通量を増大させることとなるであろう。

(2) 中央卸売市場の新設、整備に伴い、季節や気候による収量の変動にかかわらず農産物を各地域から安定的に仕入れることができ、また年間を通じて恒常的に需要に見合った青果物を供給することができる。つまり生産者には安定的な出荷先が、小売業者には安定的な仕入先が確保されるメリットが生ずる。

(3) 種々雑多な品目を少量ずつ扱うことが可能となり、取扱品目の増大に伴い、品揃えが充実し、消費の多様化に対応することができる。

(4) 需要均衡による卸売価格の形成、つまり需要均衡価格の形成が可能となる。卸売価格と取引数量の公表にともない小売業者の取引の改善を誘発し、計画的な消費者の購買活動へと誘導できる。

(引用資料No. 2 P49)

1-6-2 中央卸売市場建設の基本構想

新設の中央卸売市場は、パラグアイ国東部地域からアスンシオン市中央の都市部に通ずる国道に面した交通の要地で、市の南端にあたるところに立地している。

中央卸売市場の青果物供給圏は、アスンシオン市と周辺都市を対象として含み、供給対象の総人口は、アスンシオン市の人口50万人と、周辺都市の人口およそ20万人を合わせた約70万人と見込んでいる。

中央卸売市場での取扱品目としては、野菜類、果実類、豆類、穀類などを予定しており、現在のところ肉類、水産物類は、取扱いの対象から除かれている。野菜類としては、葉茎菜類では、キャベツ、はくさい、ねぎ等、果菜類では、きゅうり、トマト、ピーマン等、果瓜類ではメロン、すいか等、土物類では、マンジョカ、ばれいしょ、たまねぎ等であ

る。果実類では、オレンジ（ダンタリーナ、ナランハ、ネーブル）、パイヤ、パイナップル、バナナ、ブドウ、リンゴなどである。豆類では大豆、そら豆、穀類では小麦などである。中央卸売市場におけるこれらの青果物の1日当り取扱量は、約700トンと想定されている。

アスンシオン市当局は、第4市場周辺に立地している卸売業者197業者を中央卸売市場に収容し、自由競争により青果物供給の確保と、商品価格の安定を図る意向であった。業者の収容にあたり、業者間の合併等は困難であるとみて、当面は全員をそのまま収容することにし、各個の卸売業者の使用面積は、野菜、果物ごとの実績取扱量に応じて市当局が配分することとした。建設計画当時、市内で青果物の卸売を行う店舗面積の総計は、8,590m²を超えていた。したがって、これらの卸売業者を中央卸売市場に収容する場合、その面積を想定して中央卸売市場の規模を決定したとみられる。卸売業者を新設の中央卸売市場に収容することにより、地区市場は本来の目的である公設小売市場として運営する方針がたてられた。

中央卸売市場の建物としては、卸売業者売場、冷蔵庫、加工選別場、付属業者店舗、卸売業者事務所などにより構成される舎屋6棟と、管理事務所棟、銀行などの関連業者棟を建設する。市場用地規模は約11万m²であり、舎屋の建物面積は、約22,000m²である。中央卸売市場の舎屋建設資金は、アスンシオン市自主財源と世銀借款によった。

1-7 世 銀 借 款

アスンシオン市は、中央卸売市場の建設にあたり、自主財源をもとに、1972年建設工事に着手したが、進行途中で資金不足となり、1975年に工事を中断するに到った。この対策として、パラグアイ共和国政府の世銀借款により実施するプロジェクト（中小農家への融資、農業センサスの実施）の1項目に含めることとして、1979年2月、借款の契約が成立した。

世銀借款総額は、2,500万米ドルであるが、このうち中央卸売市場舎屋建

設資金への融資額は 1,057,000米ドルで、その配分は次のとおりである。

建設工事資金	660,000米ドル
技術協力資金	147,000米ドル
その他の資金	250,000米ドル
合 計	1,057,000米ドル

バラグァイ政府はこの舎屋建設にあたり、世銀借款以外の協力を受けておらず、不足分はアスンシオン市財政資金で賄われた。

世銀借款は、据置き期間3年、償還期間12年の約定であり、利率は、年7.5%ときめられている。その償還方法は元金均等償還であって、年次別にみると、初期の年次には利息分が多く、後年次になるほど利息分は漸減する。アスンシオン市当局の財政としては、世銀借款の利息および元金の返済金は、すべて市場使用料の収入を原資として充当する計画である。

(引用資料No.1 P7及びP8並びにNo.2 P15 P16 P21)

2. 協 力 要 請

2-1 要請に至る経緯

財政事情により一次中断されていた中央卸売市場の建設であるが、1979年の2月に世銀借款が成立し、1980年7月に再び着工、1980年12月には完工する予定となった。この建設工事により、中央卸売市場建設計画の中で策定された建設舎屋全6棟のうち4棟が完成することとなった。

しかし、その舎屋4棟の完成では、まだ中央卸売市場の機能発揮のための施設が完全ではなく、また、中心課題の一つである地区市場の再編整備とその運営についての問題も未解決である。そこで、これらの諸懸案を解決するため、パラグアイ政府は、日本政府に物的援助と技術協力を要請してきた。(引用資用No.1 P8(3))

具体的には、世銀借款の契約の成立した1979年2月と7月、パラグアイ国企画庁にいる簾家専門家が一時帰国した際に、国際協力事業団の担当部長に対し、同国の首都アスンシオン市における食品市場改善計画につき、日本からの技術協力の可能性について打診した。この時は、まだ外交ルートによる正式要請はなかったが、上記打診の概要は、外務省及び農水省の担当部局に連絡された。

その後、パラグアイ政府ならびにアスンシオン市当局者より、国際協力事業団アスンシオン支部長に対し、わが国の協力を強く要望し、調査団を派遣してもらいたい旨の要請があった。1979年10月、同支部は、食品市場整備改善計画の構想等につき、特別に事情聴取を行い、要請の趣旨とその内容を取りまとめて、国際協力事業団本部に報告した。

1979年11月、在パラグアイ共和国日本大使から外務大臣あてに、アスンシオン市食品市場改善計画に関する事前調査を実施するよう正式の要請があった。この公信による要請に基づき事前調査を行うこととなった。

(引用資料No.1 P1 (1) 経緯)

2-2 事前調査団の派遣

事前調査団は、食品需給研究センター常務理事、多田誠氏を団長他4名からなり、1980年3月24日から4月3日にわたり調査を行った。

この事前調査の目的は、パラグアイ国が要請しているアスンシオン市食品市場改善計画の実施について、その要請の背景、建設過程、世界銀行の借款の状況、日本に要請している具体的事項の内容等を詳細に把握することであった。これを調査項目として下記に示す。

- (1) 協力要請の背景
- (2) アスンシオン市卸売市場及び食品市場の流通改善計画の概要
- (3) 世界銀行融資の事業内容及びその実績と、わが国に協力を要請した事業内容との区別
- (4) わが国に期待している協力の詳細――計画に対する技術協力が、市場運営に対する指導が、設備資金が、機材の提供が――などの諸点の確認
- (5) パラグアイ国政府主務省の計画指導、監督との関係――食品市場に対する主務省とアスンシオン市との行政権限の守備範囲、この計画に対する主務省の見解（引用資用No.1 P1 (2)）

2-3 具体的な要請内容

事前調査団は、パラグアイ国における食品流通の実態を見聞し、生産組合の現況、卸売、小売の実態調査と食品市場の現状把握を行った。この結果に基づき、アスンシオン市市場管理局長のロベス氏との間で討論を重ねた結果、食品市場改善計画を進めるにあたり、日本政府に要請する事項とその内容は、次のとおりであることがわかった。

- (1) 地区市場の整備についての技術援助
 - ① 現在ある9地区市場の実態調査を行い
 - a 3類型（スーパー型、中程度型、一般消費者型）に区分
 - b 位置と地区の特徴に応じ、4～6カ所の地区市場の新設

- c 第4地区市場に入居している小売商の他市場への配分
 - d 各市場における建物、機械器具（倉庫、冷蔵庫等）の整備等の整備プログラムを作成する
- ② このため、この計画作成のための専門家の派遣を要請するとともに、必要となる施設、機械器具等の整備のためのファイナンスを要請する
- (2) 中央市場及び地区市場における取扱商品（青果物）の標準化、選別化並びに価格情報についての技術援助
- ① マンジョカ、ばれいしょ等野菜の生産者に対する教育効果を含めて中央市場に洗滌選別、包装等の一貫した機械を導入することについての技術者の派遣要請とその技術を生かすための機械器具等の導入要請
 - ② 中央市場と地区市場を結ぶ価格情報のシステムのプログラムについて技術者の派遣要請と必要な機械器具の導入要請
- (3) 中央市場の5ブロック及び6ブロック部分の完成についての技術援助
- ① 中央市場の5ブロック及び6ブロック部分の建物の完成までの建設費のファイナンスと同施設の利用（肉、食用油、加工品等）についての技術者の派遣要請と必要な機械器具の導入要請
 - ② 野菜、果物以外の物品の中央市場と地区市場を結ぶ市場流通システムの確立のための技術者の派遣要請
- （引用資料No.1 P17 P18）

3. プロジェクトの協力計画

3-1 技術協力に関する打合せチームの派遣

国際協力事業団は1981年3月25日から4月11日までの18日間にわたり、食品需給研究センター常務理事多田誠氏を団長とする技術協力打合せチームを派遣した。打合せチームは、「日本政府の技術協力の基本構想」に関する文書を携行し、アスンシオン市当局に対して説明を行い、基本構想の実施に必要な事項についての実態調査を行った。なお、この基本構想は、1980年3月24日から約2週間にわたって派遣された事前調査団の報告に基づき、パラグアイ政府の要請内容をとりまとめたものである。

(引用資料No.2 序及び P1)

3-2 アスンシオン中央卸売市場整備計画技術協力基本構想

技術協力打合せチームが携行した技術協力基本構想は、次のとおりである。

I. 要請の背景と目的

1. 背景（経緯等）（第1章 第2章で述べてあることと同じであるので省略する。）

2. 協力目的

アスンシオン市では、現在、食品市場改善計画の一環として、中央卸売市場の建設を進めているが、従来第4市場周辺の卸売商の混雑解消と環境改善に資するため、(1) 中央卸売市場開設のための準備及び、(2) 開設後の中央卸売市場の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

II. 協力概要

1. プロジェクトの実施方法

アスンシオン市役所にプロジェクトセンターを置き、中央卸売市場の開設及び運営・管理のための協力を次の2段階に分けて実施する。

- (1) 中央卸売市場開設前段階の開設準備のための協力
- (2) 中央卸売市場開設後の中央卸売市場の管理・運営のための協力

2. 協力内容

(1) 開設準備のための協力

- (ア) 生産物供給、消費動向等の物流システムを調査し、流通計画を策定
- (イ) 中央卸売市場の制度並びに運営計画策定
- (ウ) 中央卸売市場の運営に必要な資機材及び、中央と小売市場間の情報連絡、物流システムのために必要な資機材の導入計画策定
- (エ) 市場運営管理職員及び技術者の養成
- (オ) その他、アスンシオン市の卸売制度に関する法令化につきアドバイス

(2) 開設後の運営のための協力

- (ア) 開設後の中央卸売市場と地区小売市場の物流及び消費者動向の調査
- (イ) 物流及び情報連絡システム確立及び供与機材の有効活用の指導
- (ウ) 市場管理職員及び技術者の現場訓練
- (エ) 中央卸売市場整備運営計画の再検討

III. 日本側が分担する事項

1. 専門家等

- (1) 長期専門家
 - (ア) 流通
 - (イ) 市場制度
 - (ウ) 市場管理運営
- (2) 短期専門家
- (3) 業務調整員

2. 機材供与 中央卸売市場の運営に必要な資機材並びに中央卸売市場と小売市場間の情報連絡及び物流システムのために必要な資機材

3. 市場運営管理職員及び技術者の日本での研修

IV. パラグアイ側が分担する事項

1. カウンターパートの配置

(1) プロジェクトディレクター

(2) 日本人専門家1名につき3名以上のカウンターパート

(3) その他プロジェクト実施に必要な職員(事務職員、運転手他)

2. 中央卸売市場の建物、付帯設備の建物、整備(付帯施設は、食堂、シャワー室、修理工場、ガソリンスタンドを含む)

3. 市場の移転並びに市場運営管理に係わる法令等の制定と施行

4. 市場運営管理に係わる予算措置

V. 合同委員会の構成

プロジェクト事業計画の策定、実施につき協議する。

1. 委員長 アスンシオン市長

2. 委員

日本側

(1) 専門家団長

(2) 専門家団長が必要と認める専門家

(3) J I C A 代表

パラグアイ側

(1) プロジェクトディレクター

(2) 政府関係機関の代表

備考 在パラグアイ日本国大使館員はオブザーバーとして出席することができる。(引用資料No.2 P79 ~81)

3-3 協 議 覚 書

技術協力に関する打合せチームが、パラグアイ共和国政府、アスンシオン市当局と行った協議の覚書は、次のとおりである。

1. 1980年コンタクトミッションに対するアスンシオン市当局の技術協力

の要請事項は、次の3点であった。

- (1) アスンシオン市に設置されている9カ所の地区小売市場（公設小売市場）と新設を計画している4～5カ所の地区市場を含めて再建整備を日本政府に要請する。
 - (2) 世銀借款等により建設を進めている中央卸売市場を中心とする流通システムの確立と市場運営の技術協力及び中央卸売市場の卸売業者が機能するための機材の供与。
 - (3) 中央卸売市場の舎屋の増築に対する日本の借款供与
2. 1981年3月アスンシオン市食品市場改善計画に対する日本政府の技術協力の基本構想
- (1) 第2次調査団が携行してアスンシオン市当局に説明した。
 - (2) 日本政府の基本構想により技術協力が実施されることを要請し、日本側に感謝し、長期専門家の技術協力を期待し、カウンターパートの提供など、パラグアイ側が分担すべき任務につき人員を確保し全面的に協力することを約束した。
3. 日本政府は、アスンシオン中央卸売市場の運営に関する基本的諸制度の制定につき助言するとともに法令の参考資料として、次の4種の案（スペイン語によるもの）を、アスンシオン市当局に手渡した。
- (1) アスンシオン市中央卸売市場条例案
 - (2) アスンシオン市中央卸売市場施行規則案
 - (3) アスンシオン市中央卸売市場業務規程案
 - (4) アスンシオン市中央卸売市場受託販売契約約款案
4. 1981年3月28日～4月8日技術協力の実施のための現地調査
- (1) 市場整備状況と計画及び完成までのスケジュール
市場建設は、急ピッチで進められている。市当局は、管理棟・正門・駐車場・構内道路舗装は、市の負担で完工するが、卸売場・業者事務所・付属店舗については、建物を建設して卸売場の内装を卸売業者の個人負担とする考えである。
市当局としては、管理棟を4月中に完成し、直ちに管理部門の1部を移転し、その他建物の建設を促進して、7月末までに全て完工させ

る計画である。市当局の計画では、1カ月程度、入場する各業者の行う内装をし、8月15日の市制施行記念日に開場したい意向の模様である。

(2) 卸売商の配置計画

市当局は、各卸売業者と数回の打合せを行っており、実態把握と業者の希望を考慮して、配置計画（場所と面積）を作成し、大半の卸売業者は、決定している。すなわち、各ブロックの業者数は、つぎのとおりである。

建 物	取 扱 品 目	業 者 数
ブロック 1	} 野菜、果実	72 業者
ブロック 4		
ブロック 2	鶏肉・肉 チーズ等	6 業者
	食 堂	1 業者
ブロック 3	卸売業者事務所	1 業者
	穀 類	54 業者
	芋 類	
	その他希望業者	

- 印は1981年3月現在不明

(3) 中央卸売市場建設に当たっての卸売業者の移転計画

アスンシオン市は、7月末建物及び道路等を全て完工した後、直ちに卸売業者に割り当てた卸売市場の内装を行わせ入場準備を行い、8月中に開場の計画である。このため、市当局は、既に卸売業者に対し2～3回、小売業者に対し1～2回の説明を行っている。大手卸売業者は、移転入場を了承しており、中小業者は、移転入場を止むなく了承している模様である。また、小売業者は、市場建設に対して仕入れに不便になることから反対の意見を持っているものの、中央卸売市場の建設を止むを得ないと考えている模様である。

5. 日本政府の技術協力の考え方

日本政府は、アスンシオン市中央卸売市場が食品流通の基点として確実にその機能を果たすための技術協力を行う。その方法は、つぎのとおり

りである。

- (1) 中央卸売市場経営に関する専門家を、3～5年間の長期にわたり派遣することを考えている。
- (2) 中央卸売市場が、その機能を果たすのに必要な機材を無償で供与する。
- (3) アスンシオン市中央卸売市場に勤務すべき市場管理職員を日本に留学させて、養成・訓練を行う。

職員の養成・訓練は、およそ次の3つの業種につき実施する考えである。

① 市場運営	2人・3カ月間・2回	計 4人
② 機械処理	2人・3カ月間・2回	計 4人
③ 統計情報	2人・3カ月間・2回	計 4人
		計 10人

ただし、日本政府で検討のうえ変更することがある。

6. 日本政府の技術協力の進め方

- (1) 今回実施したアスンシオン市当局と打ち合わせした事項につき中央卸売市場の建設の進行状態の現地調査を勘案して日本政府と協議し、できるだけ早い機会に技術協力の実施協議のミッションを派遣することとなろう。
- (2) 技術協力協議のためのミッションのとりきめにより、長期専門家を派遣することとなろう。
- (3) 長期専門家の着任とアスンシオン市中央卸売市場の「市場の営業開始」と関連させながら、市当局が要請している順位に従って供与機材を導入して設備できるように進める考えである。ただし、機材についてはその大部分を日本から輸送することとなるので、輸送日数等を勘案すると現時点では、到着予定日を推定することが困難である。また、機種についても要請されたものを日本政府が検討して決めることとなるので、要請内容が22種188台となっているが、技術的関連を検討した場合、若干変更されることがあると考えられる。

(引用資料No. 2 P79 P83～85)

3-4 基本構想に対する反応と基本構想の妥当性

3-4-1 基本構想に対する反応

- (1) 調査団が携行した基本構想は、①新設される中央卸売市場を中核とする流通システムの開発、②卸売市場を運営するための諸制度と新流通システムの運営についての商流、物流に対する専門家の長期派遣、③中央卸売市場がその機能を発揮するために必要とする資機材の可能な範囲での無償供与等であるが、これらにつき調査団は、アスンシオン市当局者に詳細に説明した。
- (2) アスンシオン市当局は、日本から全面的援助が得られると期待していたが、日本政府は協力可能な範囲を限定するということが分った。しかし、当局としては、中央卸売市場の完成とその機能の発揮のために全力を傾注すると述べた。なお、公設小売市場の再建整備は、たとえば日本からの資金援助がなくても避けて通れない重要課題であり、アスンシオン市の財政負担において、順次再建のための計画をたてることを考えていると述べた。(引用資料No.2 P7)

3-4-2 基本構想の妥当性

日本側で提示した基本構想については、中央卸売市場の諸制度をはじめ、長期専門家の受入、資機材の供与、市場職員の養成訓練など全般的に妥当である。しかし、日本で予期していた以上に中央卸売市場の建設工事が進展しており、それに比べて資機材の供与が遅れるおそれがあるため、日本政府において特段の配慮が必要であった。また、双方の考え方の若干の差異は、次のとおりである。

- (1) 日本側からみると、野菜、果実の生産出荷のための商品の調整・選別、格付・包装・荷造りなどは生産者及び生産者団体を指導して行わせるべきものであると考えていたが、パラグアイ国では、生産者及び生産者団体が未発達である。従って、指導奨励と展示効果のために、これらの業務を中央卸売市場の任務としたい意向がきわめて強い。
- (2) 冷蔵設備(冷蔵庫及び保冷施設)についても生産者団体に出荷調

整機能がなく、物価安定対策のうえからみて、大型の冷蔵室と、温度差を設けて冷蔵するための中型の冷蔵室を何室かを設けたい意向であって、日本側の調査団の考えていたものより拡充する必要が力説された。この冷蔵設備が生産者及び消費者の利益となるとの意見である。

(3) 資機材の設備において、日本側は、価格安定対策と公設小売市場の小売価格を平準化させるための流通情報機能として、「テレックス」を設置することを考慮していたが、電信技術事情のため、電話に取り付ける「テレファックス」に変更することが適切のようである。

(4) 野菜果実の流通過程では、日本側では、中央卸売市場から公設小売市場の小売人に配送する場合の「通い容器」を考慮していたが、パラグアイ国では、生産者が中央卸売市場に出荷する際の容器を、「通い容器」として設備することを主張したので、これは供与機材の考慮外として検討すべき事項と考えている。

(5) 日本側の考えでは、新設される中央卸売市場の卸売機能を発揮することに力点があり、新流通システムは、物流と商流の抜本改革になると考えているが、アスンシオン市当局の考えは、中央卸売市場と公設小売市場の一体的運営を考えており、資機材供与の面でも「仕入バス」と「配送用トラック」を強く要望している。

(引用資料No. 2 P11 及びP12)

3-5 アスンシオン市当局が日本政府に期待している事項

(1) 長期専門家の派遣について

基本構想として示されている長期専門家の派遣についてはアスンシオン市当局は、多大の期待を持って受け入れることを確約し、カウンターパートについては、通常、半日勤務者の多いパラグアイ国の勤務態勢にかかわらず、午前7時から午後3時までの勤務とし、要求に応じて人員を拡充することを回答した。

(2) 供与を要請する資機材について

① アスンシオン市当局は、生産者団体の組織化が未発達なため、本来生産者団体が行うべき、生産、出荷、選別、荷造りなどについても、中央卸売市場の任務としており、そのため、機材についても展示効果を考えた供与を期待している。また冷蔵施設等についても、本来生産者団体の行うべき分も含めて、大型のものを整備してほしいとの要請を強調した。

② 中央卸売市場の開場と長期専門家による市場運営の技術協力とに関連して、市場運営に必要な資機材を供与することになろう。その場合のアスンシオン市当局の希望と要請する機種及びその順位につき、資料の提出を求めて調査団とともに検討した。その要請機種は、自動車関係車輛、コミュニケーション関係機材、冷蔵施設等、選別洗浄機運搬用機器等、雑草除去用機器、公設小売市場設備等の項目にわたり、数十種類に及んだ。当資機材の導入順位としては、次のように要請された。

- ① 仕入用バス、配送用トラック
- ② 掲示板、マイクロコンピューター
- ③ 冷蔵室など機械一式
- ④ フォークリフト・ベルトコンベアー、コロコンベアー
- ⑤ 選別機、場内放送施設
- ⑥ 中型電子計算機

(引用資料No.2 P7~9)

3-6 舎屋建設の進行状況と完成時期の見通し

中央卸売市場の建設は急速に進展しており、市当局の完成目標は、1981年7月末、おくれでも8月末であるが、ほぼ大半の建築工事は、その頃までには終るものと見込まれた。

なお、調査団は、現地調査において、次の諸施設の設計と利用上の適否を検討し、必要なアドバイスを提供した。

給排水施設、電気配線、電信電話施設と、市場内通信連絡施設、ゴミ処理、衛生施設、駐車場施設、ガソリンスタンド施設。

尚、バス運行設計及び市場内管理体制の適否も検討した。

(引用資料No. 2 P22 ~31)

3-7 中央卸売市場の法制的地位

パラグアイ国におけるアスンシオン市は、日本における特別都市である東京都に比べても、さらに強い独立の特権が与えられており、特殊性がある。アスンシオン市長は、大統領が任命する制度となっており、閣僚と同等の取扱いを受けている。

その法制は法令 222号により制度化されているが、国家組織の上では、内務大臣の指揮、監督を受けることになっている。1981年当時の市長は、現役陸軍少将であって、重要案件は、直接大統領と相談してきめることができることとなっていた。

中央卸売市場制度の確立にあたって、パラグアイ国には市場の法令がなく、農牧大臣の所管外でもあり、農牧省には市場を所管する部署はない。したがって、すべてアスンシオン市長の権限に基づき、市の条例として市場の諸制度を作成する必要があり、その確立の可能性は十分にある。

1981年3月に派遣された調査団は、中央卸売市場の諸制度につき、市場の条例、施行規則、業務規程及び、販売契約約款等4つの参考案を提示して助言した。

アスンシオン市当局においては、つぎの3種の法制化を進め、法令試案が完成されており、諸手続を経て施行する運びとなっていた。

- (1) REGLAMENTO DE MERCADO
- (2) MINIMIZACION DE EFECTOS EN EL TRASLAD DE USVARIOS AL
MERCADO ED ABASTO
- (3) PROYECTO DE PROTCCION

なお、アスンシオン市当局は、日本案を参考として法案の内容を検討し

て法令を整備し施行する旨を述べ、卸売市場の業務規程は市場の内規的な制度としたい意向であった。

(引用資料No.2 P40 41)

3-8 協力の内容—中央卸売市場新設に伴う諸対策等について

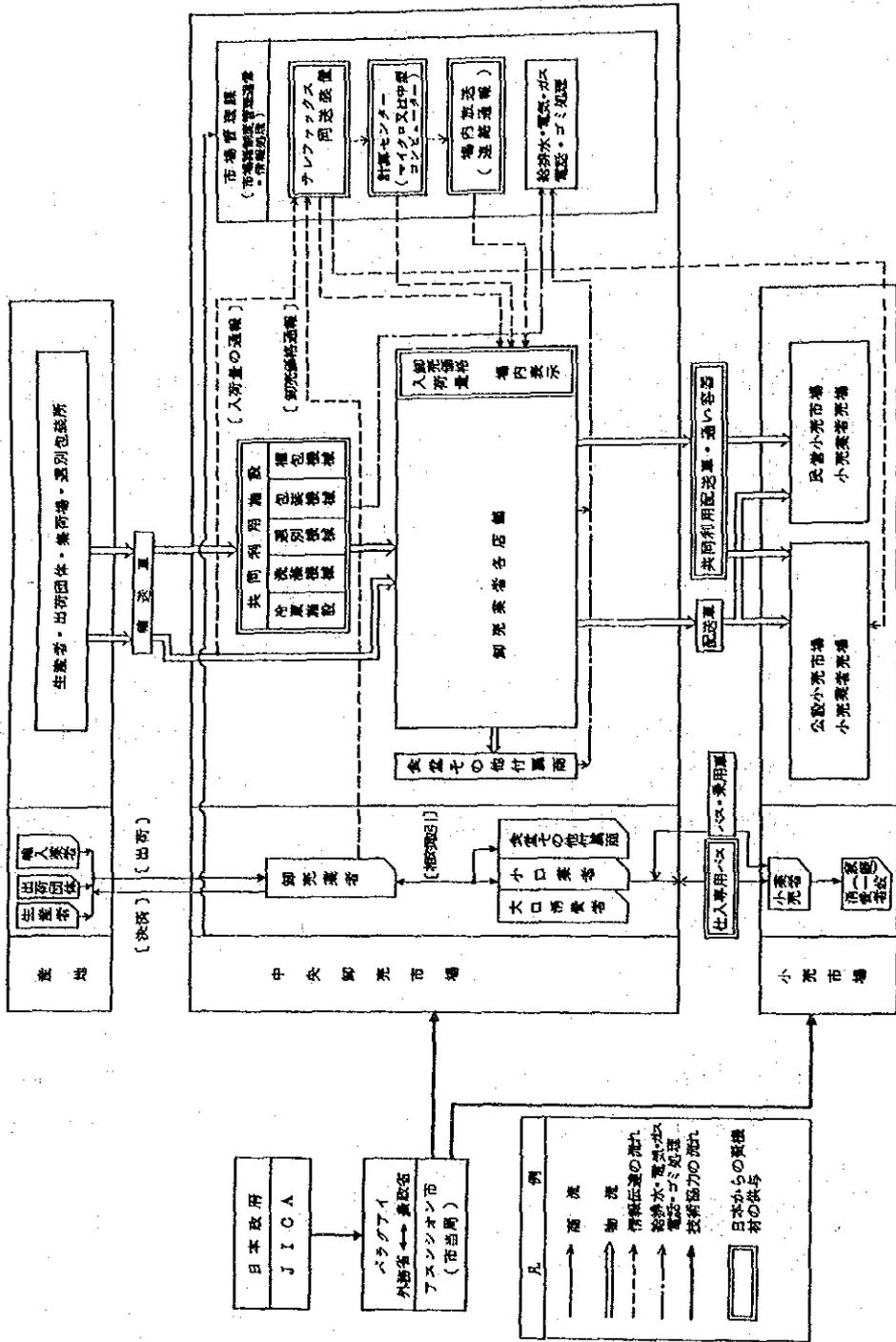
青果物の流通の現状とその改善すべき点および青果物流通関係業者の意見と要望を考慮して、中央卸売市場を基点とする新流通システムを想定すると、次の図3-1のようになる。この流通システムを確立するためになすべきこと、備付けるべき施設の検討につき、事前調査団および技術協力に関する打合せチームの提言が、「中央卸売市場新設に伴う諸対策」等として、次のように提示された。

(引用資料No.1 P23~P27 No.2 P40~41)

I. 「中央卸売市場新設に伴う諸対策」

- ① 中央卸売市場の卸売場の完成により、第4地区公設小売市場の周辺で営業していた卸売業者、およそ197店舗は、中央卸売市場に収容される。
- ② 卸売業者が、中央卸売市場で、卸売業を開始したときは、地区公設小売市場の小売人が、中央卸売市場の卸売店舗で食品の仕入れを行うこととなるので、その注文に即応して卸売業者が小売人の店舗に食品を配達することが必要となる。
- ③ 前項の取引の始まる前に、卸売業者を中央卸売市場に収容し、それ以外の場所で食品の卸売行為をさせないための法制化が必要である。
- ④ 食品取引の公正化に必要な制度と設備
(アスンシオン市の市場管理業務)
(中央卸売市場における食品別入荷量、販売数量、並びに卸売価格の表示等)

図 3-1 アスシオン市中央卸売市場流通システム



- (a) 中央卸売市場で営業する卸売業者に、毎日入荷する食品の品目別入荷数量と食品の品目別販売予定量を市長に報告する義務を課し、これを市場管理課がとりまとめて、中央卸売市場の表示板に表示する。表示を卸売業者の個別とするか、または中央卸売市場の総量で表示するかは、市当局が実情を勘案してきめる。
- (b) 中央卸売市場の卸売業者は、取引した食品別の卸売価格につき午前中の気配価格（高値、仲値、安値）を午前12時迄に、市長（市場管理者）に報告する。
- (c) 中央卸売市場の市場管理課は、当日の食品の品目別入荷数量と当日の卸売価格をとりまとめて中央卸売市場に公示するとともに、各地区公設小売市場の管理室に、テレファックスまたはテレックスにより発信するものとし、各地区公設小売市場では受信した結果を流通情報として各公設小売市場の掲示場に表示する。この場合、食肉については、主要と場または指定仲買人につき調査して表示する。
- (d) 中央卸売市場の卸売業者は、毎月15日迄に前1カ月分の「食品の品目別卸売実績報告」を、アスンシオン市長（市場管理課）に提出するものとする。

この報告には、品目別産地別入荷数量、品目別地区公設小売市場別荷捌き数量を記入するほか、取引先小売店数を記載するものとする（卸売取引金額は記入しない）。

- (e) 中央卸売市場管理課に「中型コンピューター」及び「パンチカードシステムに要する一連の機械」を設備して、品目別入荷数量と価格動向の分析を行うほか、卸売業者から提出される卸売実績報告書を集計して解析し、毎月刊行する市場月報に登載することにより公表するものとする。
 - (f) 地区公設小売市場に端末機器として設置するテレックスは将来小売人から中央卸売市場の卸売業者に対する仕入れ注文に使用することを計画する。
- ⑤ 中央卸売市場方式による新流通システムの発足と関連して、公設小売市場の取引の円滑化を図るため食品の標準化（選別、等級規格の設

定)、取引単位の統一(包装と品位の統一等)が必要である。そのため、中央卸売市場に動力式形状選果機、食品種別動力包装機、各種計量機の設備が必要であるが、このほか販売調整のため大型冷蔵施設が必要である。

⑥ 中央卸売市場の分荷システム

A. 商取引について

- (a) 小売人が中央卸売市場に仕入れ(買出)に行くこととなるが、開設当初当分の間その利便を図るため「仕入専用バス」の運行を計る必要がある。(運営者、発着場所、時刻等運営計画が必要)
- (b) 卸売業者が小売人から注文を受ける方式
 - (f) 卸売業者が電話で注文を受ける場合、公設小売市場の小売店に電話がなく、増設の場所がない。
 - (g) 卸売業者の店員が注文を聴いて回るとすれば、販売ピーク時を避ける等時刻の調整が必要。
 - (h) 小売人が注文する場合共同仕入れまたは、日別荷引数量を何日間かを纏めて注文する方式を検討する必要がある。
- (c) 卸売業者と小売人の取引方式を指導して、納品書、請求書、領収証などの計算伝票を統一する必要がある。取引相互間の決済サイドの取きめの必要性を検討する。
- (d) 卸売業者と小売人の相対取引が基本的価格形成手段となるが、需給均衡価格形成の対策としての諸問題の研究が必要である。
- (e) 生産者または生産者団体が出荷し、卸売業者が荷受けした出荷品目に対する代金は、可及的速かに支払わせるために、中央卸売市場の指導監督措置が必要である。この場合、荷受け、精算伝票等の証票を統一することを検討する。

B. 物的流通について

- (a) 中央卸売市場の場内に、大型冷蔵施設を設ける必要がある。主として、輸入果実等の入荷と販売の調整を図るが、実験研究を重ねて、国内産食品や加工食品の区分別冷蔵を行うものとし、冷蔵委託者から徴収する料金をきめる必要がある。

- (b) 中央卸売市場から公設小売市場への食品の配送手段について
 - ア. 運送手段（トラック）を卸売業者が所有するかまたは委託して配達するか
 - イ. 公営または指定運送業者に配達させるか（一定時間に集中する可能性あり）
 - ウ. 公営、自営共に非能率でアイドルレバーが大きいものと考えられる。
- (c) 中央卸売市場の卸売業者と公設小売市場の小売人の仲介業として仲卸業が生成する可能性があるので検討して制度化を考えておく必要がある。
- (d) 物的流通を円滑にするための諸設備が必要である。
 - ア. 配送用トラック
 - イ. 積卸し用フォークリフト（中央卸売市場と公設小売市場の両所に必要）
 - ウ. 通い容器の設備――卸売業者の設備とすれば広告代用となる――公設の場合は、配置と管理運営を厳重にしても紛失数量が多くなる。
- C. 配送荷物の事故保障制度の検討
 - (a) 中央卸売市場の卸売場での仕入商品の紛失損耗事故の処理方法の確立とその保障
 - (b) 中央卸売市場から公設小売市場への配送途中の交通事故及び紛失盗難事故の処理と保障
 - (c) 公設小売市場での配列前の紛失損耗事故の処理方式の確立とその保障
- ⑦ その他の事項
 - (a) 中央卸売市場及び公設小売市場の業務管理規程
 - (b) 中央卸売市場及び公設小売市場の衛生管理規程――ゴミ処理責任の問題
 - (c) 中央卸売市場及び公設小売市場周辺の交通整理と保安上の問題
- II. 中央卸売市場の建築の拡大計画について

中央卸売市場の敷地内の第5及び第6ブロックの建築は、新設卸売市場の業務が開始されて新設市場機能が発揮されることにより、必要となる流通上の諸問題を勘案して緊要となった施設を収容するために適応した建物として建設することが適切である。したがって、卸売市場の運営に絶対必要な施設が決定するまで着工を延期する必要がある。

III. 地区公設小売市場の再編整備

① アスンシオン市における消費者購買行動調査を実施すること。

- (a) この調査は、住民の住居地、生活階層別に、食品の品目別購買慣習を調査する。買求める市場または店舗との関連を調査分析して、公設小売市場と消費者の購買行動を明らかにするものとする。
- (b) この調査結果を検討し、これを総合的に判断して、地区公設小売市場の経営形態、収容する小売店の数、取扱い商品の種類など、公設小売市場の再編整備の基礎資料とする。

② 第1次整備は、休眠中の第6、第7市場を改装整備する。

- (a) 第6、第7市場については市場機能を発揮するために必要な諸設備を整え、他市場のモデルとする（給排水設備、電気ガス設備、構内舗装、売場設備、冷蔵設備等が必要である。）
- (b) この場合売場の配置は、およそ半分をスーパー方式による雑貨、化粧品、輸入食品等を配列する。
- (c) スーパー化された売場を除く部分を食品売場とし、衛生的諸設備を完備して、清潔な売場とし、青果物と食肉売場を均衡のとれた配分とする。
- (d) 食肉売場は各小売店ともすべて低温ショーケースを設備して食肉を衛生的に配列する。さらに食肉の共同保管のため共同冷蔵設備を設けて管理することを義務づける。

③ 第6、第7市場に入居する小売店舗の決定、第4市場および周辺の小売人から希望者を選定して、第6、第7市場に入居する店舗を決定し、その配置をきめる。

④ 第4市場の整備

第4市場及び周辺で営業する小売人のうちから第6、第7市場に転

出させることにより、第4市場の小売人を減少させて後、第4市場を再編整備する。

- ⑤ 次の段階として、第6、第7市場の整備と実績をみて、これをモデルとしつつ、既存の第1、第2、第3、第5及び第9の各地区公設小売市場を整備する。
- ⑥ 新設せんとするアスンシオン市周辺地域に及ぶ公設小売市場設置については、既存市場の整備が進む段階で検討して必要の地に設置すべきであろう。

IV. 中央卸売市場及び公設小売市場の管理運営の専門家の養成

- ① 中央卸売市場及び公設小売市場の管理運営と流通システム及びコンピューターのプログラマー及び制御の技術者、テレタイプ、テレックス送信技術者、統計の解析公表技術者などの養成が必要である。
- ② これらの技術者は日本から専門家を派遣しても養成困難であろう。アスンシオン市市場管理局の職員を毎回5人程度、およそ3-6カ月間、日本に留学させて実務的に訓練することにより養成することとする。(引用資料No.2 P54~P57)

4. 協議議事録 (R/D) の締結

4-1 討議議事録の協議経緯

討議議事録案は事前にパラグアイ側に送付され、アスンシオン市市場管理局長は、外務省、企画庁等関係各省庁とも連絡をとり、内容の検討を行っていた。また、わが国とパラグアイ国との間には、既に技術協力協定（「技術協力に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の協定」1979年2月8日署名、同年7月2日効力発生）が締結されていたこともあり、専門家に係る特権免除等の基本的な事項については問題がなかった。従って、討議議事録は、文章の重複箇所等に簡素化の申入れがあった程度で、ほぼ日本側の原案通りの内容で締結が行われた。

調査団としては、このプロジェクトが、ソフト面の色彩が強いものであるだけに、協力内容（マスタープラン）の説明、協力過程でのパラグアイ国側の体制づくりの努力、強化の必要性等を理解を得ることに重点をおいた。

また、その後の実施の過程で必要と考えられる、討議議事録に係る事項と、暫定実施スケジュールに係る事項についてメモランダムを作成した。（後述）（引用資料No.3 P6 P7 P18）

4-2 討議議事録

討議議事録 付属文書

I. 両国政府の協力

1. 日本国政府及びパラグアイ共和国政府は、アスンシオン市中央食品卸売市場の機能の充実及び円滑な運営管理を目的として「アスンシオン市中央食品卸売市場改善プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の実施のため、相互に協力を行う。

2. 本プロジェクトは、付表Ⅰの基本計画に基づいて実施される。

Ⅱ. 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は所定の技術協力計画の通常手続により、付表Ⅱに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため J I C A を通じ必要な措置をとる。
2. 上記 1 項にいう日本人専門家及びその家族は、パラグアイ共和国において専門家活動に従事する第三国専門家に与えられている特権、免除及び便宜に比べ、それに劣らないものを与えられる。

Ⅲ. 機材供与

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は所定の技術協力計画の通常の手続により、付表Ⅲに掲げる本プロジェクト実施に必要な資機材を自己の負担において供与するため、J I C A を通じ必要な措置をとる。
2. 上記 1 項にいう機材は、陸揚の港あるいは、空港にて、パラグアイ共和国当局へ C. I. F. 建にて引渡されるとき、パラグアイ共和国政府の財産となる。

そして、それらの機材は、付表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議をもって、本プロジェクトの実施のためにのみ使用される。

Ⅳ. 研修員受入

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は所定の技術協力計画の通常の手続により、日本における技術研修のため本プロジェクトに関係するパラグアイ人を自己の負担において受入れるため J I C A を通じ必要な措置をとる。
2. パラグアイ共和国政府は、パラグアイ人が日本における技術研修から得た知識及び経験が本プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため必要な措置をとる。

Ⅴ. パラグアイ人カウンターパート及び事務職員の役務

1. パラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国において施行されている法律及び役務に従い、付表Ⅳに掲げるパラグアイ人カウンターパー

ト及び事務職員の役務を自己の負担において確保するため必要な措置をとる。

2. 本プロジェクトを効率的に実施するため、パラグアイ人カウンターパートに関し、付表Ⅱに掲げる日本国政府より派遣される専門家に対応して、適格な人材を適当数配置することに努力する。

VI. パラグアイ共和国のとるべき措置

1. パラグアイ共和国において施行されている法律及び規則に従いパラグアイ共和国政府は、自己の負担において、次のものを提供するために必要な措置をとる。

(1) 付表Ⅴに掲げる土地、建物及び付帯施設

(2) 付表Ⅲに示される J I C A を通じて供与される機材以外で、本プロジェクト実施に必要な機械、装置、車輛工具、補充部品及びその他の物品の調達もしくは取替

(3) パラグアイ共和国内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び旅費

(4) 日本人専門家及びその家族に対する無料の医療の便宜

(5) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住宅の供与

2. パラグアイ共和国において施行されている法律及び規則に従い、パラグアイ共和国政府は次の経費を負担するために必要な措置をとる。

(1) 付表Ⅲに掲げる機材のパラグアイ共和国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費

(2) 前述の付表Ⅲに掲げる機材の、パラグアイ共和国内で課される関税、国内税及びその他の課徴金

(3) 本プロジェクトの実施に必要なすべての運営費

VII. プロジェクトの管理

本プロジェクトは、付表Ⅶに掲げる組織により実施される。

1. パラグアイ共和国アスンシオン市長は、本プロジェクトの実施に関して全般的責任を負う
2. アスンシオン市市場管理局長は、本プロジェクトの運営管理について責任を負う。

3. 日本人専門家団長及び日本人専門家は、本プロジェクトの実施に関し必要な技術指導及び助言を行う。
4. 本プロジェクトを円滑且つ効果的に推進するため、付表VIに掲げる者をもって構成し、機能を有する合同委員会を設置する。

VIII. 日本人専門家に対する請求

パラグアイ共和国政府は、日本人専門家の任務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、またはその遂行に関連する請求が日本人専門家に対して生じた場合には、その請求に関する責任を負う。

ただし、両政府が、その請求が日本人専門家の重大な過失または故意から生じたことに合意した場合は、この限りではない。

IX. 相互協議

両国政府は、本付属文書から生ずる、あるいは、本付属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

X. 協力期間

本付属文書に基づく、本プロジェクトの技術協力期間は、1981年12月7日から起算して原則として4年間とする。ただし、協力開始より2年経過した時点で上記VIIの4に定める合同委員会を開催し、本プロジェクトの進捗状況に関し、討議を行うとともに、残り2年間の協力についての方針を決定するものとする。

付表I. 基本計画

パラグアイ国アスンシオン市中央食品卸売市場の機能の充実及び円滑な運営管理をはかることを目的として下記事業を行う。

1. 中央食品卸売市場の運営管理に必要な下記項目に関し、指導助言を行う。
 - (1) 中央食品卸売市場の運営及び管理に関する技術（全体計画、集荷計画、卸売計画等の作成方法）
 - (2) 標準建値算出のための技術
（入荷量の把握、統計処理方法等）
 - (3) 中央食品卸売市場と小売市場との間の情報システムの整備

(4) 品質管理のための技術

(選別技術、格付技術、食品衛生対策等)

2. 中央食品卸売市場の運営に必要な下記の調査・解析技術に関し、指導助言を行う。

- (1) 生産、流通に関する物流調査
- (2) 消費者動向調査

付表Ⅱ. 日本人専門家

1. 専門家団長
2. 専門家 分野 市場運営管理
流通情報
市場調査
技術協力

(注) (1) 上記2に記載の専門家については、短期で派遣されること
がある。

(2) 上記2に記載の専門家については、他の分野を兼務すること
がある。

(3) JICAは、上記1の団長1名を同2の専門家のなかから
指名する。

(4) 機材据付指導等の短期専門家については必要に応じ派遣す
る。

付表Ⅲ. 供与機材

1. 中央食品卸売市場の運営管理に必要な機材
2. 調査統計処理関係資機材
3. 情報交換に必要な通信資機材
4. 品質管理に必要な資機材
5. 相互の協議による本プロジェクトの実施に必要なその他の資機材

付表Ⅳ. パラグアイ側職員

1. カウンターパート
 - (1) 市場管理局長
 - (2) 日本人専門家分野に対応する人員
2. 事務職員
3. その他必要な職員

付表Ⅴ. 土地、建物、設備

1. 必要な土地と建物
2. 日本人専門家のための事務室
3. 会議室
4. その他本プロジェクトの任務遂行に必要な施設

付表Ⅵ. 合同委員会

1. 機能

下記2に掲げる者により構成される合同委員会は、少なくとも年1回、または必要に応じ開催する。

- (1) 基本計画に基づく年次計画の進捗状況の総合的検討
- (2) 日本政府によってとられた措置の検討
 - a. 日本人専門家の派遣
 - b. パラグアイ人カウンターパートの日本での研修受入れ
 - c. 機材の供与
- (3) パラグアイ政府によってとられた措置の検討
 - a. 必要な予算措置
 - b. 必要なカウンターパートの配置
 - c. 日本国政府により供与された機材の利用
- (4) 両国政府に対し下記事項につき勧告する。
 - a. 予算事項
 - b. パラグアイ人カウンターパートに関する事項
 - c. 機材の選定と効果的利用に関する事項

- d. 日本人専門家に関する事項
- e. パラグアイ人カウンターパートの日本への研修受入れに関する事項
- f. その他

2. 構成

- (1) 委員長、アスンシオン市市長
- (2) パラグアイ国側
 - a. 市場管理局長
 - b. 市場管理局技術課長
 - c. 市場管理局長が必要と認めるプロジェクト関係機関の代表
- (3) 日本国側
 - a. 専門家団長
 - b. 専門家団長が必要と認める専門家
 - c. JICA代表

備考 在パラグアイ日本大使館員は、オブザーバーとして本委員会に出席することができる。

4-3 プロジェクトの実施計画(TSI)

この計画は、討議議事録付属文書1、2との関連において作成されたもので、その後、両国のそれぞれにおいて、必要な予算措置が講じられること、及び、必要が生じた場合には、R/Dの範囲内で変更されることを条件としている。

4-4 討議議事録と実施計画についての覚書

I. 討議議事録について

1. 協力の範囲

R/D付表Ⅰに記載された日本人専門家による技術協力事業は、中央食品卸売市場を中心として実施されるものである。

2. 日本人専門家に対する便宜

(1) 日本人専門家に対する便宜供与については「技術協力に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の協定」に記載された内容を全面的に適用することとする。

(2) パラグアイ国側は、中央食品卸売市場内に、日本人専門家国長、専門家のために事務室を提供する。

3. カウンターパートの配置等

パラグアイ国側は、実施についての組織作りとともにR/D付表Ⅳに記載してあるカウンターパートを日本人専門家がパラグアイ国に到着する前に配置する。

4. 機材供与

R/D付表Ⅲに記載してある機材供与については、日本人専門家とパラグアイ国側市場長等カウンターパートの相互協議又は合同委員会の承認によるプライオリティーに基き予算の可能な範囲で決定されるものとする。

II. 実施計画書（暫定）について

1. Iに関する2の初年次(4)に掲げる「標準建値委員会」とは、入荷量と卸売価格から計算で算出される価格の妥当性を検討するための組織であり、大手卸売商5社程度と市場課職員3～5名計10名弱程度の人員で構成され、別途定める要領に基づいて運営される組織である。

2. Iに関する4の2及び3年次における2)、3)及び5)については初年度の調査に応じて必要性を見極めた上、順次産地に普及させるための展示効果のための協力である。

3. IIに関する調査に必要な経費は、パラグアイ国側の負担とする。

(引用資料No. 3 P57-P58)

4-5 中央食品卸売市場の概況—相手側の実施体制—

中央食品卸売市場は、1981年8月にはおおむね完成し、同年9月11日に開場し、同年10月から順次、卸売業者、関連業者が入場して業務が開始されるに到った。

4-5-1 施設

1. 市場開設者 アスンシオン市
市場管理局 中央食品卸売市場内

2. 市場施設の規模

- (1) 敷地 110,000m²
- (2) 卸売場建物 22,000m² (A, B, C, D, Eの5棟)
- (3) 管理事務所 200m²
- (4) 銀行等事務所 100m²
- (5) 駐車場 20,000m²

3. 市場の設置場所及び市場内舎屋の配置等

- (1) 市場の設置場所

アスンシオン市の南端に位置し、同市の中心部から約7～8kmの距離にあり、第4市場からも約8kmの距離にある。従前の都心部(第4市場周辺)にあった頃と比較するとやや不便になったきらいがある。

- (2) 卸売場建物等市場内舎屋の配置

市場内には市場管理局の事務所となっている管理棟のほか、卸売業者及び関連業者が収容されている卸売棟(5棟)及び銀行が収容されている1棟が敷地のおおむね中央より北側に配置されている。

(A) 卸売棟、主として卸売業者を収容しているが、B棟には関連業者も収容されている。各棟の面積と各棟収容業者の取扱品目の区分は、次の通りである。

A 棟	8,600m ²	果実、バナナ、野菜
B 棟	2,200m ²	鶏卵、その他産物、関連店舗
C 棟	4,500m ²	マンジョカ、さつまいも、果実、野菜 (土物その他)
D 棟	4,500m ²	その他の産物、鶏卵、穀物
E 棟	2,200m ²	果実、バナナ、穀物

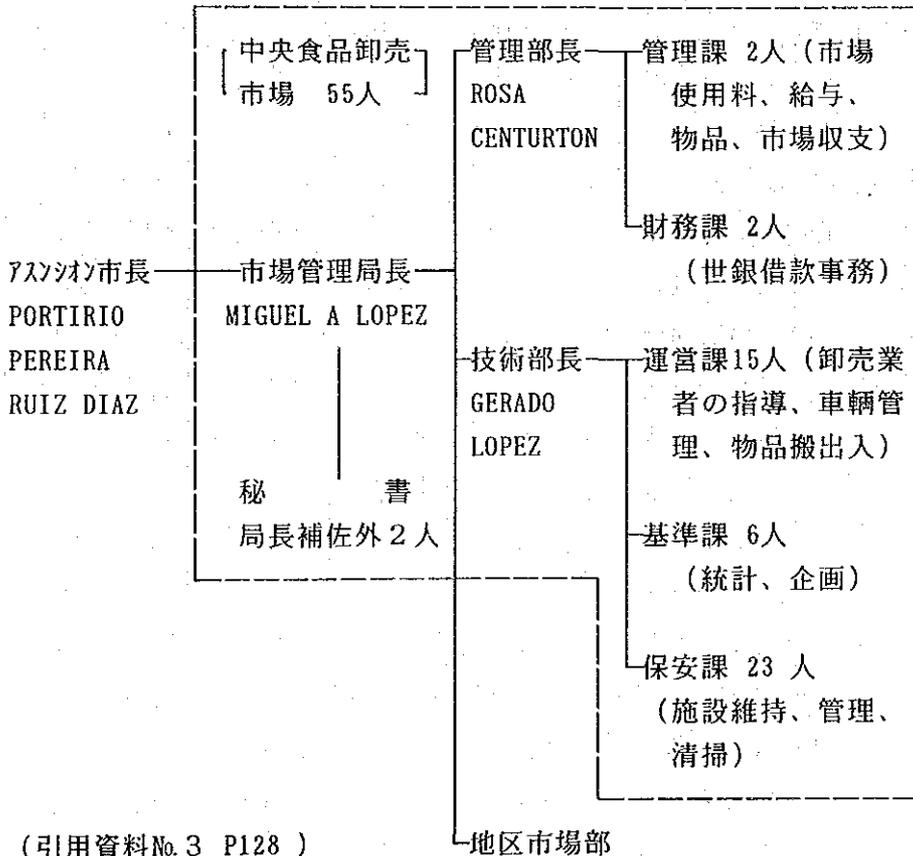
計 22,000m²

(B) 銀行棟 銀行が収容されている。

(引用資料 No.3 P124、P125)

4-5-2 アスンシオン市の市場管理組織

組織は、次の通りで、局長以下55人の職員が配置されている。



4-5-3 取扱品目と卸売業者

(1) 取扱品目 大別すると農産物と畜産物になるが、更にこれを次のように区分して卸売業者を許可、収容している。

果実(部) バナナ(部) 野菜(部) (土物は除外されている。) 穀物(部) 鶏卵(部) ばれいしょ、たまねぎ、とうがらしその他(部) マンジョカ、さつまいも(部) その他の産物(部) その他野菜(部)

(2) 市場内の取扱品目にかかわる取引業者として市当局が許可したものは、卸売業者だけである。取扱品目ごとに大別して許可し、施設を貸与している。しかし、現在、各部門の取扱品目について、その規制は厳格に行われていない。各部門別の卸売業者数は、次の通りである。

(1981年12月現在)

果実部	A棟16社	C棟19社	E棟15社	計 50社
バナナ部	A棟 5社	E棟20社		計 25社
穀物部	D棟 1社	E棟 2社	C棟 1社	計 5社
鶏卵部	B棟 2社	D棟 2社		計 4社
ばれいしょ				
たまねぎ				
とうがらし	C棟69社			計 69社
マンジョカ				
さつまいも	C棟48社			計 48社
野菜	A棟37社	C棟 2社		計 39社
その他産物	D棟 9社	B棟 2社		計 11社
その他野菜	C棟 2社			計 2社

(3) 市場使用料等

市当局が収容業者(卸売業者、関連業者)から徴収する使用料は、次の通りである。

卸売業者 1㎡当たり 1日 20ガラニー
1カ月 600ガラニー

関連業者 1㎡当たり 1カ月 1,000ガラニー

ただし、関連業者は、保証金として、使用料の1カ月分を納入しなければならない。(引用資料No.3 P128、P132)

4-5-4 予 算

(1) 建設投資勘定(貸借対照表)

アスンシオン市財政負担と卸売業者の出資金を合計した額は、9億5,200万ガラニーに達し、これに、世界銀行からの借款1億4,800万ガラニーを加えた合計11億ガラニーが、中央食品卸売市場の財務における貸借対照表の貸方を構成する負債及び資本となっている。

他方、敷地の買収及び整地に5億ガラニーを要し、現存する建物構造物に投入された資金は、3億1,900万ガラニーである。舗装工事費が8,883万ガラニー、卸売業者及び付属商の負担する民間用工事の費用が1億9,217万ガラニーで、これらの総計11億ガラニーが貸借対照表の借方を構成する資産となっている。

(2) 運営予算(1982年度=平年度)

1) 才入予算 アスンシオン市の財政では、中央食品卸売市場の運営費を負担する能力はない。したがって、中央食品卸売市場の予算はすべて卸売業者と付属商が使用する卸売場の賃貸料(売場使用料)によって賄う必要がある。アスンシオン市の供給管理局は、売場賃貸料の基準を1平方メートル当たり、1日20ガラニーと規定しており、1平方メートルにつき1カ月600ガラニーを徴収としている。1982年の賃貸料収入は8,475万ガラニーと予定し、付属商の使用料402万ガラニーと予定したものの合計8,877万ガラニーが才入予算として計上された。

2) 才出予算 1982年の才出予算総額は、8,227万ガラニーが計上されている。このうち設備支出(建造費)1,200万ガラニーを除いた7,027ガラニーが経常支出で、うち人件費は2,976万ガラニーで才出総額の36.2%を占める。借入金利子は、1,687ガラニーで才出予算総額の20.5%も占めていることは、市場の今後の運営費を賄う上

で大きな重圧となる恐れがある。

(引用資料No.3 P120～121)

4-6 市場運営、卸売業務及び小売市場の改善策 (プロジェクト実施上の留意点)

4-6-1 市場運営の改善策

市場の運営管理の適正化を図り、食料品の豊富な集荷と適正価格の形成を第一義的な目的とし、各般の改善を図るべきである。

- (1) 市場管理局の業務が市場の秩序維持、施設管理、使用料の徴収等に偏り、業務や取引の改善が二次的になっているのを改め、市場取引の指導、卸売業者の管理監督、適正価格の形成のための資料提供等の業務を目的とした組織の改革を図ることが必要である。また、これらの業務を遂行するためには、職員の質の向上が必要であり、海外での研修を受けさせることも必要である。
- (2) 適正価格を形成する資料を整備するために、統計(入荷、販売状況)業務の確立と迅速な情報の伝達を図ることが必要である。
- (3) 卸売業者の数が多いため過当競争が行われ、卸売業者のみでなく、出荷者に対しても悪影響を与えることが考えられる。新規の許可に当たっては、その申請者の営業能力を十分検討の上、適格者を許可することが重要である。現在入場している卸売業者についても、経営基盤の弱体なもの、取扱高の少ないもの、市場使用料の支払いの悪い者等については、他の卸売業者との統合大型化を進めることが必要である。このためには、市場規則にその事項を新たに追加するか、あるいは行政指導で実施する等の方法があるが、市当局としては、常時各卸売業者の経営状況を把握できるような制度とする必要がある。
- (4) 市場における商品の搬入、搬出、販売時間が厳格に守られず、最盛時には、入荷と搬出とが同時に行われるため非常な混雑を示す。ピークを過ぎると、取引、物流は、激減するが、僅かでも続くため、一日

のしめくりが容易にできない状況である。

販売開始と終了の時刻を明確に定め、営業活動と事務処理が的確に行われるように措置する必要がある。

- (5) 取引物品は、受託によって集荷する場合が多いが、その卸売手数量率が一定していないので、何等かの方法で、その定率化を図る必要がある。
- (6) 卸売業者は、集荷先に対して、代金の支払い、販売状況報告を迅速正確に行っていない。市場規則を改正して、販売後、直ちに、出荷者に通知、支払いをなさしめ、生産者が出荷についての的確な判断ができるように措置する必要がある。
- (7) 個々の卸売業者は、毎日の集荷取引を通じて、生産地の変化、取扱物品の生産状況、生産費用等について充分承知しているはずではあるが、組織的、体系的な情報が、公的、私的情報機関から与えられていないため、計画的な経営や販売の計画を樹立できない。市当局が、関係者と十分連絡の上、情報を収集し、必要に応じて卸売業者及び小売業者に提供する必要がある。
- (8) 出荷物品は、全くのばら荷が多いため、出荷輸送、市場搬入後の荷卸し、搬出、共に非効率で、輸送途中で物品を傷つけ商品価値を低下させることも多い。全商品を包装し、輸送効率の向上と品質の維持を図る必要がある。容器としては、出荷者から小売業者までのワンウェイ方式と、生産者または卸売業者がこれを準備して流通関係業者の間を往復するシステムとがある。容器の材質、規格も、使用する品目に適合したものでなければならない。但し、その経費負担と管理事務の方式については検討する必要がある。
- (9) 中央食品卸売市場から仕入れる仲卸業者や小売業者についての登録制度を設け、市場管理局がその事務を取り扱い、これら業者の実態を把握する必要がある。

これは、業者の数を制限することを目的とするのではなく、ある程度取引経験と、資産信用のあるものに登録を限ることによって、仕入代金の支払不能の如き事態の発生を防ぎ、中央卸売市場における取引

の信用を維持するためである。

- (10) 農産物等の安定供給を確保するため、生産者自身の相互扶助によって組織的に実施する価格安定対策を検討する必要がある。できれば、市場管理局の業務とすることが望ましい。
- (11) 物品の搬出入時に記録する手続用紙類の記載事項、記載欄の様式等は、記入者、点検ともに利用しやすいように改善する必要がある。
- (12) 卸売市場で成立した卸売価格、販売量等を品目ごとに迅速にとりまとめ、小売市場その他の機関に伝達することにより、小売商等が適正価格で販売できるように措置する必要がある。
- (13) 取扱商品の入荷激減時には、産地への出荷要請を行い、生産者に対し、国の指導により何らかの措置がとられるような法制を整備する必要がある。
- (14) アスンシオン市内において、中央卸売市場内の卸売業者を類似の営業を行う業者に対し、必要あるときは、市長が何らかの指導監督措置をとれるような法制を整備する必要がある。

(引用資料No.3 P136~139)

4-6-2 卸売業務の改善策

(1) 卸売業務の指導理念

従来、大多数の卸売業者は、小売業者が必要とするだけ仕入れる「定量販売店」であった。中央卸売市場に移転した後においても、従前の域を脱せず営業活動は活発化していない。しかし、中央市場は、本来、卸売業者が店舗を並べて競争する場であり、「荷捌き」業務を担当して公共的使命を担う場である。

(2) 集荷と荷捌きの計画化

中央市場では、毎日相当の売れ残りが慣行化し、荷捌き能率や鮮度の低下を招いている。産地段階では、青果物生産の季節性に基づく「時期別出荷計画」を作成させ、これにより「予約売渡し計画」(品目的、売渡し先卸売業者別)による売渡し申込みをするような制度を指導する必要がある。また卸売段階では、卸売業者が「荷捌き卸売計

画」を策定し、これに基づいて、集荷の計画化を図る必要がある。

「小売市場の売れ行き調査」も、このために検討する必要がある。

(3) 販売調整のための施設

売れ残り品の品質保持および、季節的供給過剰に対応するためには冷蔵施設を必要とする。これは中央市場に公的施設として設置して、卸売業者、生産者（出荷団体等）の双方が共同して利用できるようにすべきである。

(4) 品質管理技術

現在、卸売段階の商品の荷姿は、大きさ、品質、形状等まちまちである。本来産地で商品の選別、格付、包装、荷造りなどを行うべきであるが、パラグアイでは、生産者団体も未発達で、生産者の自覚と理解が無い。従って選別等は、卸売業者が行っている。これを改善するためには、中央市場に、選果機、洗滌機や包装材等を設置し、それらを展示しつつ産地の生産者団体を指導する必要がある。

(5) 物流施設の整備

1) 中央市場から小売市場に荷物を配送するための輸送手段が必要となったが、業者の輸送コストの引下げのため、市場に配送用トラックと仕入れ専用バスを設置する必要がある。

2) フォークリフト、ベルトコンベアー等の荷捌き機械は、集中的荷捌き時間帯での荷役作業能率向上のため有効である。

3) 産地（生産者）、中央市場（卸売業者）、小売市場（小売業者）間で共通に使用できる通い容器を設置する必要がある。

以上三種の物流施設が設置された場合には、利用者負担（料金等）が必要となるが、そのコストは引き下げられる。ただし、その運営管理については周到な計画がたてられなければならない。

(6) 価格形成機能の確認

中央卸売市場は、公正な取引を行なうため、卸売業者の自由な競争による「卸売価格の形成」の役割を担っている。卸売業者と小売業者との相対取引が基本的価格形成の手段である。当日の品目別入荷量および形成された卸売価格については、毎日市場管理局に報告すること

となっている。すべての卸売業者はこれを厳守し、市場管理者はこれを整理し、場内に公示しなければならない。

(7) 供与資機材効率化の測定

日本政府が供与した機材については、常に利用の効率化とその経済効果を測定するための調査等を実施する必要がある。

(引用資料No.3 P154~157)

4-6-3 小売市場の改善策

新設された中央市場と小売市場との新しい流通システム確立のため必要な小売市場の今後の改善策

- (1) 小売市場と新設の中央市場との距離が遠くなったので、小売人の仕入れ、搬出用の「仕入専用バス」及び卸売業者が使用可能な「配達用トラック」を早急に設置する必要がある。
- (2) 価格安定対策の一環として、中央卸売市場の卸売価格と小売市場の小売価格とを平準化し、小売市場間の小売価格を均衡させるために、流通情報機能の充実が必要となる。このため中央市場を中核とするテレファックス、またはファクシミリ装置を配置する必要がある。
- (3) 中央市場の新設によって公設小売市場の再建整備が必要となっている。古くて手狭な現在の建物を改善し、第4市場への買出人の集中を解消する必要がある。

なお、再建整備にあたっては、地区ごとに特色ある市場を建設する必要がある。そのためには、買物客について「消費購買行動」等の調査を実施し、その結果を解析して①市場の配置、②場内諸施設の整備、③小売店舗の再配置（青果物と食肉売場）、④衛生的な食品売場等を検討する。特に食肉小売店は、すべてショーケースを設置して、衛生的に配列する必要がある。

- (4) 小売市場内における販売時間に見合うよう、中央市場での小売人の仕入（買出し）時間を設定し、この時間帯で確実に仕入れが行なわれるよう、卸売業者の荷捌きの能率化を図る必要がある。

- (5) 配送を卸売業が運送業者に委託し、小売業者が指定業者に配達させる場合、配送途中の事故処理についての保障制度を確立しておく必要がある。
- (6) 小売市場の小売人が中央市場の卸売業者に注文する場合、ファクシミリ装置によって定期的にまとめて注文する方式を検討することが必要である。
- (7) 中央市場の卸売業者と小売市場の小売人との「相対取引」の諸問題を小売人サイドにたって研究する必要がある。

(引用資料No.3 P164~165)

5. プロジェクトの実施経過と評価

国際協力事業団は、昭和56年12月7日から昭和60年12月6日までの4年間にわたる協力期間の終了にあたり、事業実績を評価するため、エバリュエーション調査団を昭和60年8月9日から26日までの18日間、パラグアイ国に派遣した。

実施協議調査団の派遣（昭和56年12月）後、上記エバリュエーション調査団の派遣までの間、次の3つの調査団が派遣され、それぞれの時点における計画打合せ及び巡回指導の結果を示す報告書が提出されたが、この期間全体の実施経過と評価は、上記エバリュエーション調査団の調査報告書にまとめて記述されているので、本章の記述は、このエバリュエーション調査団の記述によることとする。

1. 計画打合せ調査団（昭和58.1.28~2.11）

実質的協力が始まった段階で、全体計画の検討と第2年度に係る技術協力の年間計画の打合せ

2. 巡回指導調査団（昭和58.12.9~12.26）

協力期間が2年間を経過した時点において、合同委員会を開催し、進捗状況を検討するとともに、残り2年間の協力方針の決定

3. 巡回指導調査団（昭和60.1.7~1.20）

協力期間の最終年次に当たり、それまでの3年間の実績をふまえた問題点の検討と最終年次の業務実施計画の策定

なお、この間、品質管理についての短期専門家を、昭和59年の1月から2月にかけて、またコンピュータ・ソフトウェアの短期専門家を同年3月から4月にかけて派遣した。

5-1 エバリュエーション調査団の調査結果の総括

発足以来3年9カ月にわたる協力の結果、公設中央食品卸売市場として

の機能は定着し、青果物を中心とした同市における生産物流通近代化の要としての役割を担いつつあると認められた。特に中央卸売市場が存在しなかったパラグアイ国において、これを計画的に創設し、ソフトの分野に属する本件技術協力を通じ、中央卸売市場としての機能を発揮するに到ったことは、大きな成果であったといえる。

エバリュエーション調査団の実施した卸売業者、小売業者、生産者及び消費者に対するアンケート調査の結果によれば、それぞれの立場から中央卸売市場の存在と役割について積極的な評価をしていた。これは、同市場の定着が、国民各層の間に客観的に認められた証左であるといえる。

しかしながら、同市場が本件技術協力終了後も、パラグアイ側のみの手によって確実に運営され、真に流通機構の中核として定着するためには、運営管理におけるなお一層の経験の蓄積が必要であるとみられた。プロジェクト発足当初の2年間は、卸売業界の再編、入荷及び卸売ルートの確立、中央市場組織の整備、職員の採用、管理、基礎資料の収集作成等、創業時における運営管理の基礎造りに費やされることが余儀なくされたため、暫定実施計画に基づく個々の技術指導は、3年目以降に漸く本格化されることとならざるを得なかった。従って、技術移転の進度は、この時点において概ね7割程度と認められ、当初の協力期間終了後も、なお、協力を継続することが必要であるとみられた。

(引用資料No.9 P5)

5-2 協力活動の実績

5-2-1 プロジェクトの投入実績

(1) 専門家派遣の計画と実績

R/D上の 専門家派遣科目分野		(S 57)	(S 58)	(S 59)	(S 60)
		協力第1年次 1981年12月 1982年4月	協力第2年次 1982年12月	協力第3年次 1983年12月	協力第4年次 1984年12月 1985年12月
市場運営	計画				12/6
	実績			1984.9.21	
	短期				実績なし
市場調査	計画				
	実績	1982.6.11		1984.10.10	
	短期			1984.11.2	実績なし
流通情報	計画				
	実績	1982.10.25			
	短期			3.21~4.20	3.21~5.2 (コンピュータ ソフトウェア)
技術協力	計画				
	実績	1982.6.11			
上記分野以外の	冷蔵施設		1.28~2.11		
短期専門家	品質管理			1.30~2.21	
	品質管理 企画				3.21~4.9

(2) 機材供与の計画と実績

		(S 57) 協力第1年次 1981年12月 1982年4月	(S 58) 協力第2年次 1982年12月	(S 59) 協力第3年次 1983年12月	(S 60) 協力第4年次 1984年12月 1985年12月
○機材供与		<p>第1 船到着 (昭和57年度予算分) 第2 船到着 (昭和58年度予算分) 第3 船到着 (昭和59年度分)</p>			
○予算年度		<p>昭和57会計年度 昭和58会計年度 昭和59会計年度</p>			
○計画機材リスト	計画	3~5台	2~3台	2~3台	
① 仕入・配送用車輛	実績	市場専用改造バス3台 (10月現調) 小型トラック(1台) (5月) X			
	計画	1台			
② 業務連絡用車輛 (ミニバス10人乗程度)	実績	マイクロボス1台 (5月) X			
	計画	1台	1台		
③ 調査用車輛 (4輪駆動車)	実績	ニッサンパトロール 1台 トヨタランドクルーザ1台 (10月)			
	計画	2台	2台		
④ 場内連絡用バイク	実績	スクーター5台(10月現調)			
	計画	1台	1台		
⑤ ゴミ処理用トラック	実績	ゴミ処理車 各1台 (5月) X 散水車 (12月) X ゴミ回収車 1台 (5月) X			
	計画	2台			
⑥ マイクロ・コンピューター	実績	パーソナルコンピュータ1台 (1月) X マークシートコンピュータ1台 (4月) X			
	計画		4台		
⑦ ファクシミリ	実績	ファクシミリ3台 (7月)			
	計画		1式		
⑧ 冷蔵庫関係資機材 (自家発電機を含む)	実績	冷蔵庫 (1000m ³) (2月) X (8月) X 発電機 (5月) X 冷蔵庫 (500W) (2月) X (5月) X 工事			
	計画				

		(S 57)	(S 58)	(S 59)	(S 60)
		協力第1年次 1981年12月	協力第2年次 1982年12月	協力第3年次 1983年12月	協力第4年次 1984年12月 1985年12月
⑨ 選果機・洗滌機	計画			1式	
	実績			選果機 (3タイプ)	X 工事 洗滌機 (手続中)
⑩ 場内放送施設	計画	1式			
	実績	放送施設(10月現調)			
⑪ 電光掲示板	計画			1式	
	実績	(未購送)			
その他事務機器等		タイプライター 複写機等	(5月) X	品質調査 機器	(7月) X

(3) 研修員受入れの計画と実績

	(S 57)	(S 58)	(S 59)	(S 60)
	協力第1年次 1981年12月 1982年4月	協力第2年次 1982年12月	協力第3年次 1983年12月	協力第4年次 1984年12月
研修受入れ計画	毎年2～3名			
別修科目及び人数実績	生鮮食品流通状況 視察	1	冷蔵施設管理運営 1	小売市場管理 1 市場運営管理 1
	市場管理 (視察中心)	1	コンピューター プログラミング 2	市場の維持管理 1 コンピューター ソフトウェア 1
				品質管理 1
計	2	3	3	2

5-2-2 プロジェクトの活動実績

事業内容	年度	(S 57)	(S 58)	(S 59)	(S 60)
		1年次 1982.12	2年次 1983.12	3年次 1984.12	4年次 1985.12
1 中央食品卸売市場の運営管理に必要な項目					
1. 中央食品卸売市場の運営及び管理に関する技術					
(1) データの収集、検討		←-----→			
(2) モデルプランの作成			←-----→		

事業内容	年 度	(S 57)	(S 58)	(S 59)	(S 60)
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
		1982.12	1983.12	1984.12	1985.12
(3) 運営計画作成の本格実施と指導				←	→
(4) " の指針作成				←	→
(5) 市場運営の経営診断指導					
(6) " の実務指導					
2. 標準建値算出のための技術					
(1) 基礎データ収集		●	→		
(2) 入荷量調査準備, 調査		●	→		
(3) 卸売価格, 調査		●	→		
(4) 標準建値委員会の設置		●	←	→	
(5) 算出手順の設定		●	←	→	
(6) 初歩的統計処理技術指導		●	←	→	
(7) マイクロコンピュータ導入と統計処理プログラム開発			●	←	→
(8) 建値算出プログラムの開発			●	←	→
(9) マイクロコンピュータ維持管理指導				←	→
00 建値算出指針の作成				←	→
01 建値算出実務指導					←
3. 中央食品卸売市場と小売市場との間の情報システムの整備					
(1) 必要情報事項の設定		●	←	→	
(2) 対象小売市場の設定		●	←	→	
(3) 対象品目の設定(試行, 拡大)		●	←	→	
(4) 入荷量, 標準建値等の試験的掲示			●	←	→
(5) ファクシミリの導入と小売市場との情報伝達システム確立			●	←	→
(6) ファクシミリの維持管理法指導				←	→
(7) 外国市況情報収集に関する助言				←	→
(8) 情報システム運用に係る指針確立				←	→
(9) 情報システム運用実務指導					←
4. 品質管理のための技術					
(1) 品質管理技術の問題点検討		●			
(2) " の基礎技術指導		●			
(3) " に関する指導助言					
・格付技術			●		→

事業内容	年 度	(S 57) 1 年次	(S 58) 2 年次	(S 59) 3 年次	(S 60) 4 年次
		1982.12	1983.12	1984.12	1985
・選果技術					←→
・包装技術					←→
・食品衛生					←→
・冷凍冷蔵技術			←→		←→
(4) 品質管理技術指針の作成					←→
(5) 品質規格の生産者への啓蒙					←→
5. 生産流通に関する物流調査					
(1) 物流に関する問題点抽出, 検討		●-----●	←→		
(2) " 基礎知識指導		●-----●	←→		
(3) 調査方法設定		●-----●	←→		
(4) 調査の試験的実施, 解析, 検討			●-----●	←→	
(5) " 本格的 "				●-----●	
(6) 補足調査の実施				●-----●	
(7) 物流, 消費者動向調査に基く総合的検討					●-----●
(8) 関係機関への報告, 提言					●-----●
6. 消費者動向調査					
(1) 消費者動向に関する問題点抽出, 検討		●-----●	←→		
(2) " 基礎知識指導		●-----●	←→		
(3) 調査方法設定		●-----●	←→		
(4) 調査の試験的実施, 解析, 検討			●-----●	←→	
(5) " 本格的 "				●-----●	
(6) 補足調査の実施				●-----●	
(7) 物流, 消費者動向調査に基く総合的検討					●-----●
(8) 関係機関への報告, 提言					●-----●

(注) : ●-----● 計画

: ←→ 実績

5-3 計画と実績の比較検討

5-3-1 指導項目別にみた比較検討

1. 中央食品卸売市場の運営管理への指導助言、次の4項目が計画実施された。

(1) 市場の運営管理 これは、技術協力の中核である。

1) 運営管理としては、全体計画、集荷計画、卸売計画があげられる。

2) この部門での指導項目は、卸売業者の指導当野業務管理、施設管理、及び統計業務管理に区分される。

3) 統計業務管理については調査も実施され、調査結果（集計表）も定時発表される形態となっており、技術移転は順調に行われている。

4) 卸売業者の指導等の業務管理については、商品整理、代金決済の標準化、ごみ処理その他モラルの向上に関し改善の余地があり、一時期企画されたものの実行には到らずかなり遅れている。

5) 施設管理については、建設後4年を経て既に一部施設の老朽化が始まり雨漏り等もみられ、管理基準も定められず遅れている。

6) 市場の運営、管理における計画と実績について、これを総合的に判断すれば、統計業務管理が80%程度で、卸売業者の指導等の業務管理と施設管理が30%程度、その他の管理80%程度で、トータルでは50%程度と考えられた。

7) 当初計画の指導項目にある集荷計画と卸売計画の作成指導はまだ着手されていないが、市場統計が整備されたので技術的な困難はほぼ解決されたとみられる。

(2) 標準建値算出のための技術については、市場統計が整備されたことと、標準建値委員会が設置されたこともあって、かなり具体化している。この分野の計画と実績を比較検討してみると

1) 価格形成は、卸売市場の主要な業務の一つで、卸売市場業務、施設管理業務と並ぶものである。一般には、価格は“セリ”等の

方法により形成されるが、パラグアイ国の様に多数の卸売業者（小規模のものが多い）が一つの卸売市場に存在する場合、“セリ”方法は困難であり、相対方法も生産者に不信をあたえる可能性が強い。

- 2) 上記のような問題点を解決し、市場において、需給関係を反映し、価格の公開と公正を目的として考えられた方法が標準建値方式である。

これは、過去における入荷量と価格との関係を数量化し、当日の価格が入荷量との関係でどの範囲で決められるのが望ましいかを計測するものである。

- 3) これに対する技術指導は、1984年に計測方法の面では終了し、1985年からは公開されている。この点からみると技術移転は、8割程度完成したといえる。
 - 4) 標準建値は計測され、委員会名で公開されているものの、その利用度はかなり低い。例えば、今回のアンケート調査結果においても、市場の卸売業者のほとんど（約90%）は、標準建値は知っているものの、利用しているのはわずか15%である。従って、標準建値の利用を促進することが重要である。
- (3) 卸売市場と小売市場間の情報システムの整備は、卸売市場が郊外に移ったため、小売業者に対して情報入手面での不便を解消するために考えられたシステムである。計画と実績を比較すると
- 1) 情報伝達機器としてはファクシミリが中央卸売市場と小売市場に配置され、情報流通に役立っている。
 - 2) 伝送により流通している情報は、卸売市場からは、当日の標準建値、小売市場からは、第4市場内における主要食料品の小売価格である。
 - 3) 流通している情報の利用率は極めて低く、小売業者はほとんど利用していない。また小売市場から送られてくる小売価格も、卸売市場では管理当局者が利用するのみで、卸売業者は、利用していない。

4) 小売業者が卸売市場から提供される標準建値を利用しない理由は、よい品をより早く仕入れるためには、標準建値の公表をみる前に卸売市場に買出しに出向く必要があるからである。彼等には標準建値は必要ないのである。

5) この分野の進捗状況を技術面からとらえれば、ほとんど完成しているとみてよいが、その利用状況は皆無に近く、利用方法の検討が必要である。むしろ距離的にも遠隔化している卸売市場と生産地間の情報流通システムの整備の方が課題となってきた。

(4) 品質管理のための技術指導については、選別技術、格付技術、食品衛生対策等があげられている。パラグアイ国では、野菜が普及したのは最近のことで、その選別、格付、衛生等に対する関心も極めて低い。そのため、これら商品についての知識を流通担当者に普及することを目指したものであるが、その計画に実績を対比してみると

1) これらの指導項目は商品意識の高揚を意図したものであるが、そのうち食品衛生は市場独自の業務とは言い難い。

2) 選別、格付技術の指導は、機材供与、カウンターパート教育ともに遅れてまだ着手されていない。原因は、これらの技術が日本では生産地で実施されているのに対し、パラグアイ国では卸売市場で実施する方式を採用したため、技術指導面で多少の混乱を招いたためである。

3) 以上1)および2)の両分野とも、卸売市場の業務を越えている分野であるため技術移転が遅れたが、1985年8月には機材も設置され、10月には短期専門家も派遣されたので急速に進展してきた。

4) 選別技術と格付技術の指導は、商品知識の普及を目的としており、このためには、日本と同様生産地でこの技術を取りあげることが課題となろう。また食品衛生は、国全体の衛生管理体制との調和が必要である。

2. 中央食品卸売市場の運営に必要な調査解析技術への指導助言

卸売市場は、流通の一分野にすぎず、常に、生産及び消費の変化に

よって変化するので、ここでの指導は、これら両サイド、更には物流技術の変化を卸売市場でも常に把握しておくことを意図して、(1) 生産・流通に関する物流調査と(2) 消費者動向調査を計画した。

(1) 生産・流通に関する調査は、卸売市場施設の利用状況を把握するためのもので、市場への搬出入を調査する。搬入は、入荷量調査で入荷先のデータは把握できるが輸送手段は分らない。搬出は、卸売価格調査の中で実施され搬出地域が分るが、相手の業態は分らない。

調査の企画、実施という面からのみとらえれば、この分野の指導項目は、ほぼ終了したといえるが、市場利用者の実情、分布、彼等の輸送方法等の市場環境の調査は十分でない。

(2) 消費者動向調査は、価格に大きな影響を与える消費者の動向を、特に嗜好性の強い商品について行うことをねらいとしたもので、1983年には 100世帯、1984年には 200世帯について、1カ月間の青果物の購入、消費の実態を調査した。

調査の企画、実施はほぼ終了したが、カウンターパートの理解度や、調査結果の利用度からみると極めて不十分である。たとえば、市内では最近数年間にスーパーが急成長しているが、消費者サイドからみて、購入先の割合、利用状況等は把握されていない。

以上、(1)及び(2)の調査共に定期的に実施して、季節別、年次別の動きを把握することが重要であり、この点について一層の技術指導が必要である。

5-3-2 比較検討上の留意事項

1. 生活慣習上の問題

中央卸売市場における主要取扱物資は、野菜等青果物であるが、これらの生産は、一部のものを除いて、本格的には日本人移住者によって行われている。また食習慣からみても、パラグアイ国では肉食が主で、野菜は調味料として消費されることが多く、トマトの場合でも、煮て食べる事が多く、日本のように生果のままでの消費は少ないの

で、その形やサイズなどはあまり問題にされない。

このため、日本式の選果や格付の技術の必要性はなかなか理解されにくいのが、最近ではパラグアイでも野菜を生食用として消費する機会が増加しているので、選果や格付に対する意識も高まってきている。

2. 市場に対する認識の違い

卸売市場は、日本独自のものでなく世界各国にみられるものであるが、ブラジル等南米諸国では、一般に卸売市場と小売市場は混在しており、一面、市場制度として未発達ともみられるが他面効率的な面もある。

アスンシオンの中央卸売市場は、日本の技術協力で進められているが、パラグアイ国の市場管理担当者の頭の中には、隣のブラジルの市場形態のイメージもあり、日本式の卸売のみの市場形態についての理解は、やや困難であった。このため、アスンシオン市の中央卸売市場内には小売市場もあって、小売業者ばかりでなく、多くの消費者も買出しに出向いている。

このような、卸売市場に対する日本人専門家とパラグアイ国カウンターパートの認識の違いは技術協力の計画とその実施又両者の比較検討の上でも十分配慮すべきことであろう。

(引用資料No.9 P19～26)

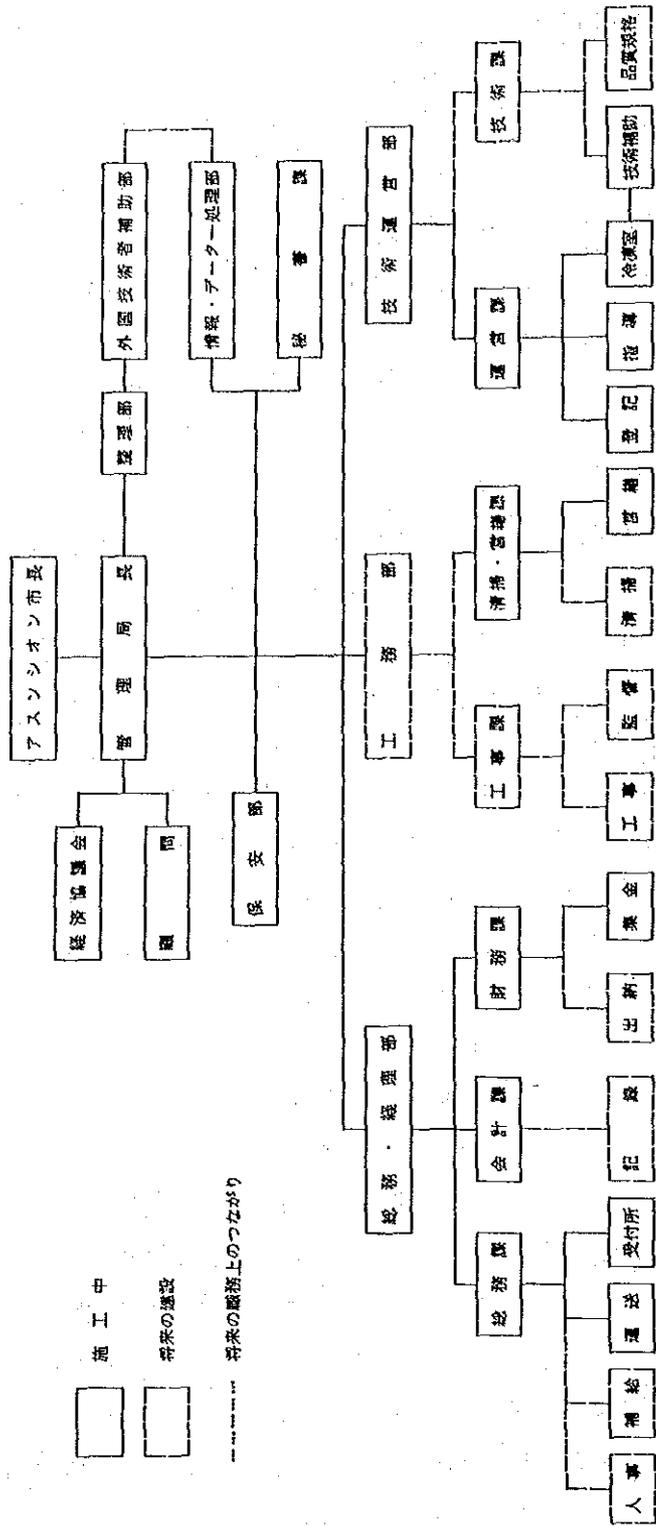
5-4 プロジェクト管理運営の適正度

5-4-1 パラグアイ国側のプロジェクト実施体制

市場管理組織は、一般に管理部門と業務部門から構成され、管理部門では、施設管理、財務管理、人事管理、資金計画等を、業務部門では業者指導、統計業務、監理等業務を担当する形となっている。

市場開場当初は、第4章、第5節の第2項に掲げたように、2部5課からなる管理組織であったが、その後、取扱量の拡大に伴って業務も増加したので、組織、職員数ともに拡大して次のようになっている。

組 織 の 略 図
 アスンシオン市中央食品卸売市場, DAMA



 施工中
 将来の建設

----- 将来の職務上のつながり

管理組織変化の要因の重なるものは、

1. 市場管理局は、卸売市場だけでなく、公設小売市場のうち、最近改築された第2市場、改築予定の第4市場および野外市場等を担当することになった。
2. 電算機は、従来主に市場統計に利用されていたが、その後、標準価格の算出や財務管理等にも利用されるようになり、電算機部門を独立させた。
3. 冷蔵庫、選果機等日本からの供与機械、設備の利用部門の配置
担当者に対する技術移転はおおむね順調に進んでいるが、バラグアイ国では、教育、訓練は、マニュアル化せず口頭で実施しているため、発生したトラブルの処理に若干問題がある。指導強化のためには、業務分担と担当業務の内容を明確化した業務処理方法（マニュアル）を作成することが望ましい。

5-4-2 プロジェクトの内部管理運営体制

1. 技術指導項目

R/Dに掲げられた技術指導分野は、第4章の第2節に述べたとおり、市場の運営・管理として(1) 運営・管理、(2) 標準建値、(3) 情報システム、(4) 品質管理の4項目、調査・解析技術として(1) 物流調査、(2) 消費者動向調査の2項目である。これに対し、わが国の卸売市場の開設者の主要業務は、12項目程度に分類され、その内容は、上記R/Dの分野とかなり異なる、具体的には、

- (1) R/Dの市場の運営・管理には、集荷計画、卸売計画の外には、極めて抽象的な全体計画があるだけで、市場管理業務として重要な取引改善や卸売業務指導さらには、施設管理業務が明記されていない。
- (2) R/Dには、わが国の市場業務にはみられない標準建値による価格決定方式が採用されている。これは価格を統計的に決定しようとするものである。
- (3) このほか、R/Dには、卸売計画、集荷計画、流通情報、物流調

査、消費者調査等にみられるように、統計調査、統計分析にかなりのウェイトがおかれている。

このようにわが国の市場業務とかなり異なるR/Dに基づいて技術指導する場合には、相手国の事情についての十分な知識と理解の上に立って慎重にことを進めることが必要である。

2. 派遣専門家の担当分野

R/Dは、技術協力分野としては、市場運営の4項目と統計分析の2項目を掲げているが、専門家は、市場運営、市場調査、流通情報、技術協力の4名だけである。その後の実施経過からみての問題をあげると、1つは技術協力分野と専門家の専門分野との整合性である。市場運営と市場調査の専門家の分担は一応つくが、標準建値、流通システム、品質管理等技術協力分野は、どの専門家が分担すべきか明確でない。流通情報の専門家が、標準建値、情報システムの技術協力分野を担当した場合、品質管理の分野は、どの専門家が担当すべきか明確を欠く。もう1つは市場運営を担当した専門家の業務範囲にすべてが集中して大きくなりすぎた点である。また運営管理の指導分野中、集荷と卸売の計画は、市場統計が整備されてはじめて指導可能となる分野である。

市場整備のような社会科学分野の技術指導の対象は、卸売、小売の業者や農家のような経営者であるから、これらの人々に理解してもらうには、指導は何回となく反復する必要がある。このためには派遣専門家の数に更に余裕をもたせ、指導マニュアルを作成しなければならない。

3. 専門家の派遣

卸売市場は、1981年9月に開場し、同年12月にR/Dの基本計画が調印された。しかし、市場調査、流通情報、及び技術協力の3名の専門家が派遣されたのは、1982年の6月であり、開場後9カ月が経っていた。市場管理運営の専門家の派遣はさらにおくれて、1984年の9月であった。少人数の専門家の中での派遣の遅れは、プロジェクトの推進に大きな問題を残した。従って市場運営は、市の管理局が独自に進

めていて、日本人専門家と管理局との連絡の主要分野は、長いこと統計整備の分野に偏っていた。

5-4-3 日本国内の実施及び支援体制

1. 専門家派遣：長期の専門家は統計の調査・解析に重点がおかれ、これを補うものとして、冷蔵庫、規格、選別、さらには電算機ソフトウェアの短期専門家が派遣された。問題は、市場業務の実務者が専門家として派遣されなかったことである。

今後、この種プロジェクトの推進にあたっては、わが国内の特定の卸売市場と提携して、専門家派遣、研修生受入れの面で協力関係を樹立することが望ましい。

2. 研修員の受入：受け入れる研修員のプロジェクトにおける担当業務を明確にし、それに基づいて日本における研修分野を定める必要がある。又研修成果は、研修先又は専門家が評価する必要がある。

研修機関については、一般的問題として、研修費の不足、研修員の教育水準の低位による教育重視、等々の問題がある。

(引用資料No.9 P24~30)

5-5 協力期間終了後とるべき措置（協力期間の延長）

第5章の第3節で述べた計画と実績の比較検討から、本プロジェクトのエバリュエーション当時における進捗状況を総合的に判断すると、65%程度とみられた。これを部門別にみると、プロジェクト活動の約8割を占める市場運営、管理は約60%、約2割を占める調査解析は約80%であった。

このような進捗状況になった要因については、日本とパラグアイ国における商習慣や国民感情の相異、技術指導項目の段階的進行、及び市場運営管理専門家の派遣の遅れ等があげられる。然し、このような時間的遅れはあっても、事業そのものは計画に沿って着実に消化されており、また、パラグアイ国内での熱意を考慮するとき、エバリュエーション調査団として

は、プロジェクトの協力期間を2年間延長することが最も望ましいと判断した。

進捗度からみると残りは35%であるが、当初の技術指導項目がやや抽象的にすぎたという反省に立って、それぞれの指導項目の中の主要点を具体的にとりあげて、次のような協力内容と具体的指導事項を策定した。

プロジェクト延長期間中における協力内容と具体的指導事項

協力の内容	指導のポイント	具体的指導事項
1. 市場規則の改正・整備に関する指導	市場開設者（市場管理局）と卸売業者間の関係が問題となっているので、このルールを作成する。	(1) 現行市場規則の調査・検討（問題点の整理） (2) 「市場運営協議会（仮称）」の設立 (3) 市場管理局と卸売業者、卸売市場利用者（生産者と出荷者、小売業者等）の関係を明確にする。
2. 市場会計に関する指導	市場運営は施設の使用料によってまかなわれているが、この処理システムと、会計健全化の方策について指導	(1) 会計項目の整理・検討 (2) 予算作成マニュアル (3) 決算 〃 (4) 収入、支出方式の作成 (5) 監査システム
3. 市場施設、及び資材の運用、保守・管理に関する指導	供与資材等について、その管理体制を整備する。	(1) 資材台帳作成 (2) 資材管理責任者の配置 (3) 管理体制の確立 (4) 運用日誌等の作成
4. 標準建値の利用促進のための指導	標準建値が公表されているが、利用が少ないので、その促進策の指導	(1) 市場利用者を対象として建値の利用状況について調査する。 (2) 利用上の問題点を抽出する。 (3) 利用促進策について、市場管理局と市場利用者で検討する。
5. 品質・規格の基準設置指導	品質・規格については指導の端初期であり、引続いて指導する。	(1) 基準設置する。 (2) 市場関係者（卸売業者、生産者、小売業者等）で基準等の検討 (3) 産地サイド、市場サイドの関係者に普及させる。
6. 市場・情報活動に関する指導	卸売市場は単に物資の交流の場のみならず情報面でもセンターとなるべく指導する。	(1) 市況情報（入荷、価格等）を関係者（産地、市場、消費地）に提供するシステムの作成 (2) 産地情報（作付状況等）の収集方法とこれを他産地、市場への提供システムの作成 (3) 消費情報（小売価格、家計消費等）の収集方法とこれを産地・市場への提供システムの作成

(引用資料No.9 P30~31)

6. 延長期間中の協力実績の評価

協力期間を2カ年延長するためのR/Dは1985年12月7日、アスンシオン市長とJICAのバラグアイ事務所長との間で署名交換された。

1986年7月には、延長期間中の協力方針についてバラグアイ側と協議するため計画打合せ調査団が派遣され、暫定実施計画(TIS)を作成して署名交換した。このTISは、前年派遣されたエバリュエーション調査団が、調査の結果提示した協力重点事項6項目(第5章第5節参照)を前提とするものである。この6項目は、上記エバリュエーション調査団が訪問した直後の1985年から、専門家によって採用され実施に移されていた。そのため、計画打合せ調査団としては、この6項目の実施状況ないし進捗状況について、専門家と協議しつつ検討し報告書を提出した。

(引用資料No.10 P3)

その後、この延長協力期間の終了(1987年12月6日)を控えた同年7月、エバリュエーション調査団が派遣された。調査団は、本計画の成果につき、バラグアイ側関係者と共同して、アンケート調査を含めた総合的評価を実施するとともに、協力終了後の対応についても検討した。その結果、日本・バラグアイ両国の合同評価委員会において、協力の規模は縮小しても、若干の技術協力の継続が必要とされ、フォローアップ方式による1カ年の協力の延長(1988年12月6日まで)がミニッツにより両国政府に勧告された。

6-1 市場条例の改正整備に関する指導

6-1-1 現行市場条例の問題点

バラグアイ国では、日本のような市場に関する法律はなく、アスンシオン市長が定める市場条例が市場関係の最高規範である。現行市場条例は、世銀借款を申請するとき世銀の要請で1980年に制定されたもので、現在の発展した卸売市場の現状に適合しなくなっている。特に、重要な

市場の管理運営や取引の方法等に関する規定を欠いている。

6-1-2 条例改正の準備

改正については、1985年8月の第1回エバリュエーション調査団の勧告により指導項目6項のうちの1つに加えられ、市場管理局は、翌1986年8月以降改正作業を開始し1987年1月、10章61条からなる改正原案が作成された。

6-1-3 条例改正、整備に関する助言

中央卸売市場には、卸売業者、小売業者が混在しており、条例改正に当ってはその性格を明確にする必要があった。

検討協議の結果、市場管理局は、基本的には卸売市場としての性格を明確にしたい意向を示し、生産者、公設小売市場代表者も卸売市場としての機能を発揮することを期待していることが判明した。従って、中央食品卸売市場は、今後とも、卸売市場としての機能を発揮していくことが望まれた。

6-1-4 条例改正の具体的な指導

卸売市場としての、次のような最低の項目について説明し、指導を行った。

1. 条例の目的と適用範囲
2. 市場関係業者
3. 市場の休市と開場時間
4. 卸売業者の報告義務
5. 市場施設の使用指定
6. 処分関係
7. 市場運営のための協議会の設置

6-2 市場会計に関する指導

当市場会計は、独立採算性、企業会計方式を採用し一応健全に運用されているが、科目分類の整理がやや不明瞭であったり、利益の使途、処分方法が不明瞭である等の問題がある。今後も、独立採算性を維持していくのであれば、現在の中央卸売市場、第2公設小売市場、野外市場等が混合した会計を明確に区分して、その上で、中央卸売市場の運営に必要な経費負担をどうするかといった検討を加えて予算を作成、運用していく必要がある。その際、あまり利益追及に走りすぎると、市場の公共性を失う恐れが生ずる。

6-3 標準建値の利用促進指導

パラグアイ国では、卸売の方法は、相対取引で行われており、第3者にその取引価格を公開しない方式であった。中央卸売市場の開設は、入荷量や取引価格の実態を正確に把握し、これをもとにして標準建値を設定し、青果物の集荷、分荷、価格形成等の市場機能を発揮させるためであった。

標準建値は、過去30日間の入荷量と卸売の取引価格を把握し、これをもとにして当日の入荷量に対する推定値を一次回帰式で求め、これを市場における卸売価格の標準建値として市場内に公示するとともに、市役所を通して情報機関に発表している。

標準建値算出にかかる技術移転は、協力期間内に終了したが、今後、一層の利用促進、入荷量のより正確な把握に努める必要がある。

6-4 品質規格基準の設定についての指導

現在、取引されている青果の荷姿、品質、形状等はさまざまで、卸売市場として多大の不都合が生じ、また公正な価格形成を阻害する要因ともな

っている。このため、需要が多く実用的な品目から規格基準の設定を行うこととし、指導基準として「出荷規格の手引」の作成を指導した。

この普及推進は、出荷者のみでなく、卸売業者をはじめとする市場利用業者、消費者をも対象とすることが必要である。品質規格の統一化は、何とんでも生産者の努力が必要となるが、このためには、生産者の組織化を指導するとともに、貯蔵保管施設、選果機等に対する技術協力を行い誘導することが考えられる。

6-5 市場情報活動に関する指導

一般的基礎的市場情報の収集は、既存の農業統計の整理から始まり、青果物についての消費者の購買行動および需要動向に関する調査に及んでいる。ことに後者は基礎的かつ重要な資料であるが、標本数の制約もあるので、主に調査手法の開発と指導に重点がおかれた。この分野の調査手法に関する技術移転は充分に行われたといえる。この分野の市場情報は、単なる一卸売市場での収集に頼ることなく、国民経済レベルで、しかるべき公設機関により体系的に収集され解析されることが望ましい。

業務的市場情報の収集活動としては、卸売業者調査からはじまり、青果物の市場入荷量調査、卸売価格調査、小売価格調査等等があるが、特に、市場入荷量調査と卸売価格調査は業務的市場情報の中核であるため、日本人専門家とカウンターパートが一体となって努力し、技術移転は充分に行われたと評価できる。収集された市場情報は適宜公表されなければならない。市場入荷量や卸売価格等の情報は、最終的には、日報、月報、四半期報、年報の形で公表され、一般市民、消費者向けには、新聞やラジオで伝達され、生産地に向けては無線機で提供されている。

このように市場情報の公開、伝達は積極的に行われており、情報伝達の技術移転は、おおむね順調に行われているが、この伝達された情報をいかに活用するかが今後の残された課題である。

(引用資料No.12 P13 ~28)

7. 総括的協力実績

本プロジェクトの最終段階としての1カ年のフォローアップ協力（1988年12月6日まで）期間中に派遣された巡回指導調査団が、同年8月現在でまとめた当初よりの総括的協力実績は次のとおりである。（一部は前調査団のまとめた1987年6月30日現在のものがある。）

7-1 専門家派遣実績

7-1-1 赴任中専門家(2名)

氏名	指導科目	派遣期間	赴任時現職
清野正善 米沢耕三郎	リ—ター 技術協力	59. 9.21~63.12. 9 61. 5.13~63.12. 9	(社)食品需給研究センター 国際協力事業団職員

7-1-2 帰国済専門家(14名)

(1) 長期派遣(4名)

氏名	指導科目	派遣期間	赴任時現職
中村喜富	リ—ター兼 市場調査	57. 6.11~59.10.10	元全国生鮮食料品流通センター
大倉亘	技術協力	57. 6.11~61. 3.31	国際協力事業団職員
安部新一	市場調査	59.11. 2~61.12. 9	(社)食品需給研究センター
堤八洲雄	流通情報	57.10.25~62.12. 9	〃

(2) 短期派遣(10名)

氏名	指導科目	派遣期間	赴任時現職
加藤舜郎	冷蔵施設	58. 1.28~58. 2.11	日本冷凍協会
村上善隆	品質管理	59. 1.30~59. 2.21	(社)食品需給研究センター
大森洋昌	電算機指導	59. 3.21~59. 4.20	農水省経済局統計情報部管理課 電子計算機室
定司稔	品質管理企画	60. 3.21~60. 4. 9	全国生鮮食料品流通センター
長谷川行一	電算機指導	60. 3.21~60. 5. 2	農水省経済局統計情報部管理課 電子計算機室
佐々木正守	選果機据付	60. 9.27~60.10.11	㈱マキ製作所製造部技術員
埜下礼世	冷蔵庫運営	60.11.12~60.12. 1	松山冷凍㈱取締役社長
長谷川行一	電算機指導	61. 5.19~61. 6.29	農水省経済局統計情報部管理課 電子計算機室
皆川文雄	市場条例	62. 2.26~62. 3.18	農林水産省食品流通局市場課
堤八州雄	流通情報	63.10.12~63.11.11	(社)食品需給研究センター

7-2 研修員受入れ実績

年度	氏名	指導科目	受入期間	赴任時現職
57	Miguel Antonio Lopez Ortiz Gerardo C. Lopez Zarate	生鮮食料品 流通状況視察 市場管理	57.12.3 ~57.12.17 58.2.24 ~58.3.30	アスンシオン市中央卸売市場 管理局長 管理局次長兼、技術部長
58	Leon Benitez Alozo Jose Maria Pangrazio Amada B. Gauna F.	冷蔵施設管理運営 コンピューター・システム コンピューター・プログラム	58.6.16 ~58.9.2 59.1.15 ~59.3.21	冷蔵施設係長 電算室主任 電算機技師
59	Martines V. Carlos Antonio Gustavo A. Espinola Nunez Juan Anselmo Molinas Belen	市場運営 品質管理	58.8.10 ~59.9.21 60.2.26 ~60.3.20	技師 整備課長 技師
60	Hernan M. Sosa Gaona Teresita Molina de Scarone	市場運営と電算機利用 コンピューター・プログラム	60.6.30 ~60.9.4	技術協力室長 電算機技師
61	Gumerucindo Roa Leguizamon Rosaluba Medina de Lird Jorge K. Ishibashi Gustavo Oscar Diaz Quinonez	市場会計 電算機プログラミング	61.4.27 ~61.6.17 61.8.17 ~61.10.17	総務・財務部長 会計課長 電算機技師
62	Elvia Benitez De Miranda Teresa Bolla De Frutos	市場運営 市場運営	62.7.26 ~62.9.18 62.7.26 ~62.9.18	財務部長 設計工事課長
63	Gilda Rosa Centurion Angel Domingo Sosa Z.	市場運営 コンピューター・プログラム	63.5.29 ~63.7.15 63.5.29 ~63.8.10	用度課長 電算機技師

7-3 機材供与実績

(単位:千円)

年 度	57年		58年		59年	
1.車 輛	市場仕入バス	3台	散水車	1台	小型トラック	1台
	四輪駆動車	2台			ゴミ回収車	1台
	マイクロバス	1台			冷蔵庫用フォークリフト	1台
	屎尿回収車	1台				
	ゴミ回収車	1台				
	スクーター	5台				
	放送施設	1式			冷蔵庫 (1,000 m ²)	1式
2.その他	タイプライター	2台	マク・シート・コンピューター	1式	ファクリミリ	3台
	小型冷蔵庫	1台			重量式選別機	1台
	冷房機器	5台			ベルト形状選別機	1台
	野菜運搬台車	15台			形状選別機	1台
	マイクロ・コンピューター	1台			玉葱用ネット詰機	1台
	複写機	1台			理化学実験器具	1台
	顕微鏡	1台			チェーン式発動機	1台
	一眼レフ・カメラ	1台				
	ボロイド・カメラ	1台				

年 度	60年		61年		62年	
1.車 輛	ゴミ回収用フォークリフト	1台	小型バン型車輛	1台	糞尿回収車 (4000 ℓ)	1台
	交換補給部品類	1式			小型トラック (4t)	2台
2.その他	マイクロ・コンピューター	1台	遠距離用無線機	6台	(s.57年の仕入バス更新)	
	内線電話機	10台	複写機	1式	交換補給部品	1式
	気象観測機材	1式	スライド映写機	1式	車両積荷台秤 (70t)	1基
	手動フォークリフト	5台	ビデオ・システム	1式	冷蔵庫交換部品	1式
	選果機用資機材	1式	ビデオ・システム	1式	コンピューター部品	1式
	簡易気象観測機材	1式	頭上投影機	1台	保守用工具	1式
			車輛用拡声器	1式		
			小型無線拡声器	1式		
			ワレット 印刷機等	1式		
			タイ 等事務機器	1式		
			身分証明書作成機	1式		
			卓上計算機	5台		
		冷房機	3台			
		草刈機	1台			
		携行無線機	6台			

(単位：千円)

年 度	63年 (予定)
1. 車 輛	ダブルキャビン車両 1台
	モーターバイク 3台
	車両等付属部品 1式
2. その他	マイクロ・コンピューター材 1式
	おセット 印刷機付属機械 1式
	理化学実験機材 (部品) 1式

7-4 カウンターパート配置状況表

62年6月30日現在

番号	カウンターパート 氏名	職名	配属年月日	専門分野
1	MIGUEL A. LOPEZ	DIRECTOR D.A.M.A.	1979	農業技術
2	GERADO L. ZARATE	CHIEF TECHNICAL DEPT	1981	〃
3	GUSTAVO ESPINOLA	MAINTENANCE DIV.	1981	
4	TERESA B. FRUTOS	CHIEF ARCHITECTURE DIV.	1981	建築
5	CARLOS MARTINEZ	OPERATIONS DIV.	1981	農業技術
6	TERESITA SCARONE	STADISTIC DIV.	1981	数学
7	GILDA R. CENTURION	CHIEF ADMINISTRATE DIV.	1981	経理士
8	OSCAR R. JARA C.	ADMINISTRATION	1981	会計
9	WILFRIDO AMARILLA	ASIST. CLASIFICATOR	1981	
10	JORGE P. BENITEZ	ASIST. COMPUTATION	1982	
11	EMIGDIO B. CANTERO	ASIST. COMPUTATION	1982	
12	JOSE M. PANGRAZIO	COMPUTATION	1983	数学
13	GUMERCINDO	CHIEF ADMINISTRATIVE	1984	経理士
14	GUSTAVO O.	ANALIST COMPUTATION	1984	コンピューター
15	JUAN MOLINAS	CHIEF OPERATIONS	1985	農業技術
16	HERNAN SOSA GAONA	COORDINATER TECHNICAL COOP	1985	農業技術
17	ANGEL D. SOSA Z.	COMPUTATION	1985	コンピューター
18	CARLOS R. CANTERO	STADISTIC COMPUTATION	1985	〃
19	INOCENCIA ALMADA	STADISTIC	1985	
20	PEDRO CACERES	REFRIGERATOR	1985	
21	JORGE ISHIBASHI	COMPUTATION	1985	コンピューター
22	ELVIA B. MIRANDA	CHIEF FINANCIAL AFFAIRS	1986	財務
23	CARMELO PERALTA	CHIEF MAINTNANCE, REP.	1986	
24	ZULEMA VERA	CHIEF LABORATORY	1986	農業技術
25	ZUNILDA GIMENEZ	LABORATORY	1986	〃
26	SIXTO ALVAREZ	STADISTIC	1986	
27	GABRIELA MACHAIN	STADISTIC	1986	
28	MARTA YORKI	ASIST. COMPUTATION	1986	
29	VICTOR N. CENTURION	CHIEF REFRIGERATOR	1986	農業

7-5 調査団派遣実績

1. 事前調査団 (昭和55年3月24日～昭和55年4月3日)		
団長 総括	多田 誠	(社) 食品需給研究センター常務理事
団員 畜産	竹内 宏	家畜改良事業団業務部長
市場	松浦 昌司	農水省食品流通局市場課長補佐
食品流通	小林 康平	帯広畜産大学畜産学部助教授
業務調整	三 苦 英太郎	国際協力事業団農林水産計画調査部
2. 実施協議調査団 (昭和56年11月26日～昭和56年12月12日)		
団長 総括	多田 誠	(社) 食品需給研究センター常務理事
団員 市場運営管理	飯島 正敏	農水省食品流通局市場課
市場流通	中村 喜富	(社) 全国生鮮食料品流通情報センター
企画・政策	上西 淳三	外務省経済協力局技術協力第二課
技術協力	狩野 良昭	国際協力事業団企画部地域課
業務調整	青山 豪	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課
3. 計画打合せ調査団 (昭和58年1月28日～昭和58年2月11日)		
団長 総括	多田 誠	(社) 食品需給研究センター常務理事
団員	内田 泰司	(社) 食品需給研究センター調査部長
業務調整	江川 敬三	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課
4. 巡回指導調査団 (昭和58年12月11日～昭和58年12月26日)		
団長 総括	田内 堯	国際協力事業団農業開発協力部長
団員 市場運営	芝崎 希美夫	(社) 食品需給研究センター理事
業務調整	江川 敬三	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課
5. 巡回指導調査団 (昭和60年1月7日～昭和60年1月20日)		
団長 総括	橋口 次郎	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課長
団員 市場運営	芝崎 希美夫	(社) 食品需給研究センター理事
流通情報	黒木 弘盛	農林水産省国際協力課係長
業務調整	江川 敬三	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課

<p>6. エバリュエーション調査団 (昭和60年8月9日～昭和60年8月29日)</p> <p>団長 総括 松本 宜彦 団員 市場運営 芝崎 希美夫 流通情報 横沢 一 業務調整 高畑 恒雄</p>	<p>国際協力事業団農業開発協力部農業開発課長 (社)食品需給研究センター理事 農水省統計情報部 国際協力事業団農業開発協力部農業開発課</p>
<p>7. 計画打合せ調査団 (昭和61年7月17日～昭和61年8月1日)</p> <p>団長 総括 東野 宗利 団員 市場条例 阿部 幸一 業務調整 高畑 恒雄</p>	<p>(社)食品需給研究センター常務理事 農水省食品流通局市場課青果物係長 国際協力事業団農業開発協力部農業開発課</p>
<p>8. 第2次エバリュエーション調査団 (昭和62年7月7日～昭和62年7月18日)</p> <p>団長 総括 本橋 馨 団員 市場調査 慶野 征 流通情報 小坂 征進 市場運営 伊井 弘明 業務調整 永井 和夫</p>	<p>(社)海外農業開発協会理事 千葉大学園芸学部助教授 農水省統計情報部管理課電子計算室 電算機利用推進班主査 農水省食品流通局市場課業務第一班 主査兼業務管理班係長 国際協力事業団農業開発協力部</p>
<p>9. 巡回指導調査団 (昭和63年8月3日～昭和63年8月19日)</p> <p>団長 総括 東野 宗利 市場条例 影山 岩夫 流通情報 横関 良平 業務調整 小林 一三</p>	<p>(社)食品需給研究センター常務理事 農水省食品流通局市場課青果物係長 農水省経済局統計情報部 管理課電子計算室利用技術係長 国際協力事業団農業開発協力部農業開発課</p>

8. 総合評価

本プロジェクトは、最初のR/Dにより、1981年12月スタートして以来、4年間の協力と2年間の協力延長を行った。協力期間が終了する1987年12月6日を控えて、同年7月派遣されたエバリュエーション調査団は、プロジェクト発足以来5カ年半を経た同時点におけるプロジェクトの総合評価を首題のテーマの下に行った。以下にその概要を記述することとする。

(引用資料No.12 P44～70)

8-1 プロジェクトのインパクトと経済主体

ここでは、中央卸売市場の開設が、アスンシオン市を中心とするパラグアイ国の生鮮食品の流通組織に及ぼした影響を、プロジェクトのインパクトとして捉え、解明しようとするものである。インパクトとは、さまざまな経済主体に及ぼす強力な刺激あるいは影響という意味である。

エバリュエーション調査団は、専門家およびカウンターパートの協力を得て、中央卸売市場の卸売業者、第4市場の小売業者、中央卸売市場に出荷している農業者等に対し、アンケート調査および聴き取り調査を行い、インパクトの折出解明に努めた。

卸売業者や小売業者の受けたインパクトは直接的であるが、農業者や一般消費者の受けたインパクトは、どちらかといえば間接的である。

8-2 青果物卸売業者へのインパクト

8-2-1 調査卸売業者の概要

同じ青果物の卸売業者といっても、大は売場面積 888m²から小は 8m²まであり、取扱品目も、野菜、果実の総合卸売業者から、バナナ、馬鈴

薯、マンジョカなど単品の卸売業者までさまざまである。そこで売場面積や取扱品目の異なる卸売業者を選んでアンケート調査を実施し、42社の卸売業者について集計を行った。中央卸売市場の卸売業者については総数が150社前後と推定されるため、調査対象者は約25%にあたる。野菜、果実の総合卸売業者（以下第1グループと称する）は大規模で企業経営的色彩を帯びているのに対し、バナナ、馬鈴薯、マンジョカなど単品を扱うものは（以下第2グループと称する）規模も小さく、家族経営的、生業的色彩が強い。

8-2-2 アンケートからみたインパクト

(1) 中央卸売市場の施設の改善による卸売の諸作業の能率の向上については、92.9%の業者がこの効果を認めている。特に第1グループの業者はすべてがこの効果を認め、第2グループでは85%が認めている。

(2) 集荷力の強化、販売量の増加の効果

85.7%の業者がこの効果を認めている。また90.9%は販売相手数の増加を認めている。但し、第2グループの業者の中には、販売量を減らしたものもある。

(3) 衛生環境の改善

かつての第4市場周辺の不衛生状態は、新しい市場の開設により、大巾に改善された。卸売業者の78.6%はこの改善を認めているが、この%が示すようになお改善の余地も大きく、今でも無選別の不良品や荷傷み品がなお多量に市場内に廃棄されている。

(4) 交通環境の改善

卸売業者の54.8%が中央市場の開設によって第4市場周辺の交通渋滞が緩和したことを認めている。この%が低いのは、自動車の増加により交通渋滞が解消していないためである。

(5) 新施設、新技術の導入が卸売業者の経営に及ぼした影響

卸売業者の88.1%が冷蔵庫利用による経営上の利益を認め、64.3%が選果機利用による経営上の利益を認めている。

青果物の品質規格に応じた価格形成が浸透していないため、選果機

に対する評価は、かなり低い。選果機は、青果物の品質規格化を前提として、本来生産者段階に普及すべきものであるとみられる。

(6) 価格形成に及ぼした効果

業者の76.2%が、標準建値の公示による価格安定の効果を認めている。特に、第1グループでは90.9%が認めているが、第2グループでは60%と低い。第1グループには、標準建値に近づくことが理想であるという使命感的な認識がある。しかし、市当局の努力にもかかわらず、標準建値は、現実の価格との乖離が著しく、ガイドプライスとしての役割を充分には果たしていない。

(7) 品質規格化の基準

業者の76.2%は、市当局がつくっている品質規格化の基準が浸透すれば商売が容易になると考えている。

(8) 市当局及び日本の技術協力に対する卸売業者の意向

業者の78.6%は、中央卸売市場の卸売場の使用料は適正と認め、市場管理局の監督指導についても81.8%は適正であるとしている。業者の92.9%は、日本の技術協力を知っていると回答している。なお、日系農協中央会販売所は、アスンシオン市の中央卸売所における最大かつ最も成功した卸売業者の1つである。

8-3 青果物小売業者へのインパクト

8-3-1 調査対象小売業者

野菜、果実小売業者は、第4市場の野菜小売業9戸、果実小売業9戸及び中央卸売市場C棟の野菜、果実小売業6戸の計24戸である。また、その他の食料品小売業者は、第4市場の肉類小売業6戸、一般食料品小売業6戸、中央卸売市場C棟の一般食料品小売業4戸の計16戸で総計40戸である。

全体についてみると、中央卸売市場からの仕入れは77.5%が行っており、47.5%は全量をそこから仕入れている。中央市場の開設前と比べる

と、42.5%の小売業者は販売量を増加させているが、他方、42.5%の小売業者は、逆に減少させている。

青果物小売業者だけについてみると、その91.5%は中央卸売市場から仕入れており、70.8%は全量をそこから仕入れている。中央市場の開設前と比べると、彼等の25%は販売量を増加させているが、58.3%は逆に減少させている。

8-3-2 アンケートからみたインパクト

(1) 中央卸売市場の施設の改善による仕入れ能率の向上については、全小売業者の97.5%、青果物小売業者の95.8%がこの効果を認めている。

(2) 卸売業者の取扱品目、数量の増加に対応する品揃えの充実の効果であるが、全小売業者の95%、青果物小売業者の100%がこれを認めている。

(3) 衛生環境の改善

卸売市場の衛生環境の改善は、全小売業者の90%、青果物小売業者の91.7%が認め、また第4市場の衛生環境の改善については、全小売業者の77.5%が、青果物小売業者の83.3%が認めている。卸売市場の方の改善は急速に進んだが、これに比べると第4市場の方は、かなり遅れているようである。

(4) 交通環境の改善

全小売業者の70%が、中央卸売市場の開設により第4公設小売市場周辺の交通渋滞が緩和したことを認めている。

(5) 価格形成に及ぼした影響

全小売業の92.5%は、標準建値が公示されていることを知っているが、現実の仕入れに際してこれを基準として売買するということはないようである。

(6) 品質規格化の基準づくり

全小売業者の70%は、品質規格化の基準がつけられていることを知っており、85%は特に青果物の品質規格化の基準が浸透すれば仕入れ